

日 教 庶 第 3 1 号

令和6年(2024年)4月5日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

令和6年度第1回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第1号により、下記のとおり令和6年度第1回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和6年(2024年)4月11日(木) 午後2時

開催場所

506会議室

案件

議案

- 第1号 令和6年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について
- 第2号 平山小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第3号 日野第七小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第4号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第5号 第34期日野市社会教育委員の委嘱について
- 第6号 第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について
- 第7号 第31期日野市立図書館協議会委員の任命について

請願

- 第6-1号 「第二次世界大戦は自衛戦争だ」と書いた都教委の日本史副読本＝服毒本の活用推進等を明記しちゃった、『第5次東京都教育ビジョン』から、国家主義イデオロギー・政治色の濃い記述を削除するよう求める意見書を、出して頂きたい等の請願

報告事項

- 第1号 令和6年第1回日野市議会定例会の報告
- 第2号 令和5年度就学援助申請者数及び認定者数
- 第3号 要綱の制定及び改廃の報告(令和6年1月～令和6年3月)
- 第4号 日野市立小中学校における医療的ケアのガイドライン策定について
- 第5号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(令和5年10月～令和6年3月)

議案第1号

令和6年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第3条の規定に基づき、令和6年度日野市教育委員会評価委員を委嘱するものです。

令和6年度日野市教育委員会評価委員

《令和6年度日野市教育委員会評価委員 名簿》

	氏名	住所	備考
1	山口 仁一		ヤマグチロボット研究所代表
2	蟹江 杏		画家

《関係法令》

日野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱

第3条 教育委員会は、点検及び評価を行うに当たり、その客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の意見を求めるものとする。

- 2 学識経験者は、学校教育及び生涯学習に関して識見を有する者2名をもって充てる。
- 3 学識経験者は、教育委員会が委嘱する。
- 4 学識経験者には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

議案第2号

平山小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立平山小学校学校運営協議会委員

<<日野市立平山小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏名	住所	備考	期数
1	きど たけし 城戸 健		スポーツコーディネーター (保護者)	1

任 期： 自 令和 6年(2024年)4月 1日
至 令和 8年(2026年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第3号

日野第七小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立日野第七小学校学校運営協議会委員

<<日野市立日野第七小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏名	住所	備考	期数
1	せきぐちともえ 関口 友絵		日野市立しんめい児童館館長 (関係行政機関の職員)	1

任期： 自 令和 6年(2024年)4月 1日
至 令和 8年(2026年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第4号

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員

<<日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏名	住所	解任理由	期数
1	ひるま ちぐさ 比留間 千草		日野市立第七幼稚園長 (関係行政機関の職員)	1

解任日：令和 6年(2024年)3月31日

<<日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏名	住所	備考	期数
1	いしかわ せいこ 石川 星子		日野市立第七幼稚園長 (関係行政機関の職員)	1

任期： 自 令和 6年(2024年)4月 1日
至 令和 7年(2025年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第5号

第34期日野市社会教育委員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和6年4月30日をもって第33期日野市社会教育委員の任期が満了となるため、日野市社会教育委員の設置に関する条例第2条の規定に基づき、次期委員の委嘱を行うものです。

第34期日野市社会教育委員

《日野市社会教育委員 名簿》

番号	氏名	住所	備考	期
1	小杉 博司		前・日野市郷土資料館協議会委員 (社会教育の関係者)	5
2	田代 守		日野市立図書館協議会委員 (社会教育の関係者)	5
3	大瀧 雄一郎		PTA役員 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	2
4	清水 直		法人役員 (公募による市民)	2
5	須崎 奈緒美		日野市公民館運営審議会委員 (社会教育の関係者)	2
6	根津 美満子		地域学校協働活動推進員 ※地域コーディネーター (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	2
7	山本 江里子		(公財)社会教育協会 日野社会教育センター 副館長・事業部長 (社会教育の関係者)	2
8	橘 弘志		実践女子大学生涯学習センター長 (学識経験者)	2
9	斉藤 郁央		日野市立潤徳小学校 校長 (学校教育の関係者)	2
10	平 滋雄		(一社)日野青年会議所正会員 (社会教育の関係者)	1

任期 自 令和 6年 5月 1日

至 令和 8年 4月30日

《参考法令》

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は教育委員会が委嘱する。

日野市社会教育委員の設置に関する条例

第 1 条 社会教育法第 15 条により日野市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は 10 人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

議案第6号

第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

充て職である学校教育関係者、教育行政機関関係者の異動による任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承諾を求めるものです。

第 11 期日野市立教育センター運営審議会委員

《日野市立教育センター運営審議会委員 名簿》

番号	氏名	住所	備考	期
4	江藤 愛		日野市立幼稚園長会 (学校教育関係者)	1
5	石川 誠		日野市立小学校長会 (学校教育関係者)	2
6	川島 清美		日野市立中学校長会 (学校教育関係者)	1
7	長崎 将幸		教育部参事 (教育行政機関関係者)	2
8	田中 洋平		教育部参事 (教育行政機関関係者)	2

任期 自 令和6年 4月 1日

至 令和8年 3月31日

《日野市立教育センター設置条例》

(審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

議案第7号

第31期日野市立図書館協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

第30期図書館協議会委員の任期が令和6年4月14日で終了するため、第31期委員を新たに任命するものです。

第 3 1 期日野市立図書館協議会委員

《図書館協議会委員 名簿》

番号	氏名	住所	備考	期
1	田代 守		元近江八幡市立図書館長 (社会教育関係者)	5
2	山口 洋		中央大学文学部兼任講師 (学識経験者)	3
3	粟沢 稚富美		日野社会教育センター (社会教育関係者)	3
4	元木 千恵		日野市立小中学校 PTA 協 議会 (家庭教育関係者)	3
5	遠藤 直幸		公募市民	2
6	吉岡 里美		公募市民	2
7	畠山 秀保		実践女子短期大学非常勤 講師 (学識経験者)	新
8	千葉 智弘		日野市立小学校校長会 (学校教育関係者)	新
9	馬場 章夫		日野市立中学校校長会 (学校教育関係者)	新

任期 自 令和6年4月15日
至 令和8年4月14日

《日野市立図書館協議会設置条例》

第1条 図書館法第14条の規定により、日野市立図書館協議会を置く。

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、教育委員会が任命する。

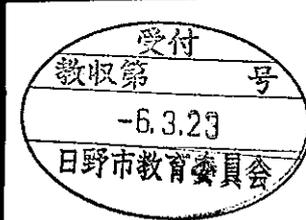
2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 7人以内
- (2) 公募による市民 3人以内

請願審査

請 願 番 号	請願第6-1号
受 付 年 月 日	令和6年3月23日
件 名	「第二次世界大戦は自衛戦争だ」と書いた都教委の日本史副読本＝服毒本の活用推進等を明記しちゃった、『第5次東京都教育ビジョン』から、国家主義イデオロギー・政治色の濃い記述を削除するよう求める意見書を、出して頂きたい等の請願
請願者住所氏名	

「第二次世界大戦は自衛戦争だ」と書いた都教委の日本史副読本＝服毒本の活用推進等を明記しちゃった、『第5次東京都教育ビジョン』から、国家主義イデオロギー・政治色の濃い記述を削除するよう求める意見書を、出して頂きたい等の請願



1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等

(1)添付の『週刊新社会』2024年3月6日号の教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事や、(2)「第二次世界大戦は自衛戦争だ」と書いた東京都教育委員会の日本史副読本＝服毒本の活用推進等を明記しちゃった『第5次東京都教育ビジョン案』に対し、多くの都民が送信した批判的パブコメ(誰でも無料で見られる団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』2024/02/28が、『第5次東京都教育ビジョン案』に対するパブコメ(5本)～暴走する都教委と闘う仲間たち』のタイトルで、転載して下さっている)――の2種の情報を、堀川拓郎さんと4人の教育委員、長崎将幸さんを始めとする指導系が読み込んで頂いた上で、全員具体的内容に言及する意見等を述べて頂き、『第5次東京都教育ビジョン』から後掲の「2」の各項の国家主義イデオロギー・政治色の濃い記述を削除させるよう、都教委の浜佳世子教育長(61歳)と千葉かおり教育政策担当課長宛、意見書を出して頂きたい。また、(副)校長会の全員に(できれば管理職でない教職員全員にも)、本請願の内容を周知して頂きたい。

なお(2)は、https://blog.goo.ne.jp/people_03/e/481a4ab3c1f5af8d196b5f635e7c8639をワンクリックするだけで、無料で見られる。

『第5次東京都教育ビジョン』は、本市が“教育振興基本計画”に当たる“日野市学校基本構想”を策定する時、「参酌」してしまう危険性があるので、他人事ではありません。

2 請願事項(高木健夫さんらは“毎度お馴染みの内容のないフレーズの繰り返し”ではなく以下5項の内容に正対し、定例会でしっかりと発言し、採択して下さい)

2-1 十倉雅和経団連会長(73歳)が2023年12月4日の記者会見で「企業が自民党に政治献金するのは社会貢献だ」と放言。その経団連の渡邊光一郎副会長が会長だった中央教育審議会が同年3月8日出した答申通り、政府は6月16日、“国を愛する態度”を2箇所、“日本人としての美德やよさを生かし”を1箇所盛り込んだ“教育振興基本計画”(以下、“計画”)を閣議決定した。“計画”はWell-beingをキャッチフレーズにしているが、本音は第1次安倍晋三政権が改悪した教育基本法第2条5号に盛り込んだ“国を愛する態度”の方にあるのだ。

一方、日本国憲法第11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」、同第13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定め、「個人の尊厳・尊重」を重視している。

都教委は『第5次東京都教育ビジョン案』(本請願提出時は3月28日(木)の定例会議決前なので、以下“案”と略記する)の【6頁】が「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」だと説明しているWell-beingは、この憲法の「個人の尊厳・尊重」と一体のはずなので、“国を愛する態度”=“国家への帰属意識”(1986年に旧文部省の教育課程審議会が強制した、ロシアのような国家主義)とは、真逆のものだ。

よって、東京都教育委員会は“案”策定にあたり、政府の“計画”を“参酌”する(“案”【6頁】にある語)べきではない。“案”【28頁】が恥ずかしげもなく書いてしまった、「日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情(略)の大切さについての自覚等を、更に深めていきます」という政治色の濃い文言は削除すべき。そして“案”【28頁】は、「教育では『個人の尊厳・尊重』が最重要であり、「日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情の大切さについての自覚等」の、政治色・国家主義色の濃い思想教育は許されません」という文言に差し替えるべきだ。

2-2 “案”【7頁】は、政府の“教育振興基本計画”の「基本的な考え方を参酌し、東京都の教育施策を展開していくことが重要です」と主張し、“基本計画”の「内容の抜粋」の最初に「教育の普遍的な使命/学制公布から約150年。教育基本法の理念・目的・目標(不易)の実現のため」
以上が請願1頁目

めの、社会や時代の変化への対応（流行）」と明記している。

前半約75年の大部分の、教育勅語下の教育をも「普遍的」だする、都教委（浜佳葉子氏や田中愛子次長、千葉かおり氏ら）は、間違っている。危険な思想だ。

この「学制公布から約150年」云々のフレーズは、政治的中立的な組織ではない経団連【自民党に多額な政治献金をし、見返りに、保守系政治家とタイアップし、軍拡を進め軍事費を税金から浪費させ、軍需産業の生産する殺傷兵器＝戦闘機等を購入させ、挙げ句の果ては海外に輸出までやらせている集団】の、渡邊光一郎副会長（71歳）が、会長をやっていた中央教育審議会（総会や部会）において、何度も繰り返し絶賛していたフレーズだ。

「学制公布から約150年」の前半・約75年間のほとんどは、子どもたちを軍国主義教育で洗脳し、戦場に駆り立て、アジアの人々を大量殺戮した元凶である、教育勅語下の教育だ。教育勅語は1948年6月19日、衆議院が「排除」、参議院が「失効確認」を決議し、謄本は回収・処分となっている。

税金を払っている市民の代表である国会議員が「排除・失効確認」した教育勅語下の教育をも、無批判に「不易」だと明記した都教委（浜佳葉子氏や千葉かおり氏ら）は、議会制民主主義を軽視しているのではないか。

なお、このフレーズ中の「教育基本法の・・・目標」とは、第1次安倍晋三政権が改悪した教育基本法第2条5号に盛り込んだ“国を愛する態度”（「国家権力は個々人の思想・良心の自由を侵してはならない」旨定めた日本国憲法第19条に抵触すると考える人が多い）の強制も含んでいる。都教委は“案”【7頁】にある、教育勅語下の教育をも「普遍的」だする等、都教委の危険な思想のフレーズ全てを削除するべきだ。いわゆる“偉い人”＝文科省が言ったら、それを無批判に受容してしまい、そのまま垂れ流す都教委官僚の思考形態は、抜本的な治療が必要だ。

2-3 “案”【28頁】は「施策展開の方向性⑧、我が国の伝統・文化等に立脚した広い視野や多様な人々と協働する力の育成」の「主な施策展開」に載せた、「高等学校における『江戸から東京へ』の活用推進」の項で、「東京都独自の科目『江戸から東京へ』の活用を通して、日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情（略）の大切さについての自覚等を、更に深めていきます」と、在日外国人生徒への配慮を欠き、国家主義を煽る主張をしている。

都教委が作成し12年4月、4万8291人の都立高新生全員の配布した日本史副読本（「服毒本」だという人が多い）である『江戸から東京へ』改訂版（以下、『江戸』）は、後掲の〔1〕〔2〕で指摘する

通り、大きい欠陥がある。

よって、“案”【28頁】の政治色・国家主義色の濃い思想教育の記述は全文削除した上で、「日本史服毒本『江戸』は廃版にすると共に、偏向記述部分を執筆した課長や指導主事を懲戒処分にします」という文言に差し替えるべきだ。

なお本年3月7日（木）時点で、
——前記12年4月から使用の『江戸』が、都庁1庁3階の都民情報ルームのガラス張りの目立つ所に、恥ずかしげもなく陳列してある事実——
を、本会の複数のメンバーが確認している。

↓
〔1〕「第二次世界大戦は自衛戦争だ」という、都教委の極右思想～育鵬社の中学社会科“教科書”でさえ文科省の検定で削られたのに…

都教委の日本史服毒本・125頁「第二次世界大戦と太平洋戦争」は、日本の開戦理由を「植民地支配からアジアを解放する『大東亜共栄圏』の建設をはかること」と記述後、連合国最高司令官・マッカーサーの証言（1951年、米上院軍事外交合同委員会公聴会）の約2万2千語中の僅か9語を部分引用し、「この戦争を日本が安全上の必要に迫られて起こしたととらえる意見もある」と明記。育鵬社の中学社会科“教科書”でさえ（文科省の検定前はあったが）載せていない、「第二次世界大戦は自衛戦争だ」と生徒に印象付ける超偏向記述だ。

〔2〕人権侵害している都教委。「朝鮮人虐殺」の事実を隠蔽する“歴史修正主義”→都の公立小中高校等に少なからず在籍する、外国籍児童・生徒や保護者の心を、都教委は傷付けている！

東京都墨田区横網町公園にある関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑は、「一九二三年九月発生した関東大震災の混乱のなかで、あやまった策動と流言蜚語のため六千余名にのぼる朝鮮人が尊い生命を奪われました」と明記している。ところが『江戸』13年度再改訂版の原案は、この碑の「朝鮮人虐殺の事実を隠蔽し、「碑には、大震災の混乱のなかで、『朝鮮人の尊い命が奪われました』と記されている」と、巧妙に助詞「が→の」と「を→が」の改竄をしつつ、あたかも自然災害で亡くなったかのように装った。増田都子元教諭（平和教育実践で、都教委から分限免職）らが都教委交渉し「六千余名という人数の記載が嫌というならなら、せめて『あやまった…ため』は引用を」と迫ったが、都教委は助詞2文字の改竄を直ただけで印刷・発行してしまった。

2-4 “案”【40頁】の「防災教育の推進」の項は、「防災教育デジタル教材『防災ノート～災害と安全～』の配信」「高校での『防災士』の資格取得等、防災リーダーとして活躍できる人材育成」等を記述。

だが都教委は、“防災教育”推進の都立高校か
以上が請願2頁目

らピックアップする等し、“宿泊防災訓練”と称し全額税金支出で、2013年7月26日～28日に田無工業高ラグビー部等の男子生徒34人を陸上自衛隊朝霞駐屯地に、14年11月26～28日には大島高校2年生全員対象に同武山駐屯地に引率した“前科”がある。

これらの“訓練”では、自衛隊東京地方協力本部の瀧澤健二三等陸佐(当時)が「気を付けー。回れー右！ 前へ、進め！」等号令をかけ行進訓練させたり、「自動小銃を手に、鉄帽・迷彩戦闘服で突撃してくる自衛隊員らの写真」を生徒に7枚も見せたり、“国防の任務、抑止力”、即ち“防災”と無関係・違憲の軍事力に言及する“講話”をしたり、超偏向教育をしている。

大島高校では、大塚健一校長(当時59歳。現在は定年退職)が2年生全35人を“学校行事”名目に動員しようとしたが、生徒自身や保護者から反対の声が多く出て、過半数を超える19人が拒否し、図書室で課題学習に取り組み出席扱いにすることになった(この人数は、実際に伊豆大島に足を運ばれた種田和敏弁護士に同行なされた市民団体「自衛隊をウォッチする市民の会」の坂本茂さんが、報告会等で述べられている。詳細は『週刊金曜日』2015年3月6日号(1030号)の、教育ジャーナリスト・永野厚男さん取材・執筆記事を参照。この記事は教育学が専門の池田賢市中央大学教授のコメントも出ているので、是非、ネットで見てほしい)。

政治的中立性に反する実質の軍事訓練に、無理に生徒を動員させようとし、参加者が過半数を大きく下回った事実は、「学校行事は、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として行われる活動である」旨、規定した学習指導要領・特別活動編違反である。

(都教委は卒業式等の“君が代”起立強制では、学習指導要領・特別活動編の記述を根拠にしているのに、大きく矛盾している。)

“案”【40頁】には、「都教委は今後、“防災教育”“防災訓練”に自衛隊を連携させる、政治的中立性に反する政治活動を一切やめ、純粋に生徒に役立つ真の防災教育・防災訓練に特化するよう改心します」という、反省と決意を明記すべきだ。

なお、「防衛省関係以外の研究機関」や「消防庁・消防署・気象庁」との連携は、(教員の多忙化につながる限り)歓迎する。

2-5 教員志望者減の真因は？

“案”【54頁】は、「受験者数が減少したが、採用者数が増加した」と事情説明しつつ、「22年3.2倍、23年2.1倍、24年1.6倍まで低下した教員採用試験の受験倍率」を示し、「優秀な教員を確保するため教職の魅力を伝えていく」対象を、大学生だけでなく「希望する都立高校生」にも広げると記述。

だが教員志望者減の真因は、卒業式等の“君が

代”起立強制や”自衛隊連携の宿泊防災訓練＝軍事訓練”等、都教委が“上”から押し付けてくる、児童生徒のためにならない政治色の濃い(あるいは思い付きのような)誤った施策による、やりがいのなさや多忙感にある。

その典型を、後掲の「×印」に挙げるので、——都教委は(後掲の「×印」のような)“上”から押し付けてしまう、児童生徒のためにならない政治色の濃い(あるいは思い付きのような)誤った施策により、教員にやりがいのなさや多忙感を与えてきた過去の過ちを深く反省し、今後繰り返さないようにします。——

という趣旨を、“案”【55頁】の、

——また、優秀な教員を確保するため、大学との連携を充実させ、学生等に教職の魅力を伝えていきます。——

という記述の前に、書き込むべきだ。

↓
× 都教委は19年11月9日、千代田区内の東京国際フォーラムで開催した「第2回都立高校生等によるボランティア・サミット」等で飾るためと称し、全日制の全都立高校に対し、一方的に“担当国”を割当て、五輪参加国の国旗を模した千羽鶴を製作し提出するよう強制。都教委が各校長に「鶴計500羽を折るだけでなく、ビーズに通した糸を針で通しつなぎ合わせツリー状にし、郵送せよ」と要求した、膨大な時間と労力を浪費する作業のため、生徒だけではできない作業を、教員がやられた学校もある。

(詳細は『月刊紙の爆弾』2020年10月号の、教育ジャーナリスト・永野厚男さん取材・執筆記事を参照。この記事は教育学が専門の高嶋伸欣琉球大学名誉教授のコメントも出ているので、都教委の官僚はもとより、雨宮和人さんたちや本市の教職員も是非、ネットで見てほしい)。

都民の開示請求で出た、「第2回都立高校生等によるボランティア・サミット」に生徒を引率した、教員のアンケートの

「働き方改革が問われている現在において、真っ先になくすべきイベント。千羽鶴も、現場に多大な負担であった。常軌を逸している。お金と時間の無駄遣いである本イベントは、廃止すべきです」

「千羽鶴のキット到着から提出までが短く困りました。審査期間や修学旅行の時期と重なり、今回の千羽鶴作成の意義など考えさせる時間的余裕もなく、残念でした。生徒たちも毎日忙しい生活を送っておりますので、余裕のあるスケジュールを組んでいただきたいです」

「ボランティア精神をオリンピック(略)に関連付けすぎている気がする。(略)半ば強制的に千羽鶴を作るようお達しを出しておきながら、その使い道すら決まっていないとはやつつけ仕事に過ぎる。生徒の時間は無料ではないのだから、(略)活用方法を先に決めておくものではないか」

等、悲痛な訴えを都教委は真剣に受け止め、教員の時間を奪い取らないよう改心するべきだ。

以上が請願3頁目(了)

報告事項第1号

令和6年第1回日野市議会定例会の報告

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
馬場賢司 議員	一般質問	<p>【今後の不登校対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童、生徒の状況について ・不登校の支援強化について ・三沢中学校がんばルームの今後について ・メタバースを活用した居場所づくりについて ・不登校問題に対し、安心して学べる学校づくりに向けた教員の取組について 	教育部参事 (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の推移から、市立小・中学校の不登校児童・生徒の人数は増加傾向にあると言える。わかば教室に通う児童・生徒の人数も4年度末の人数を上回っている状況である。 ・スクールソーシャルワーカーは、1中学校区に1名の配置を掲げ、令和6年度は、会計年度任用職員1名の増員を図る予定である。校内登校支援教室は、年々取り組む学校が増えている。令和6年度には、小学校5校に新たに校内別室指導支援員を配置する予定である。教育センターでは、教育支援コーディネーターを新たに配置し、わかば教室においては、カウンセラーの勤務時間の延長、登校支援員の増員を行い、不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所として、学習支援や相談等の個に応じた指導の充実を目指していく。 ・三沢中学校は東京都教育委員会の指定を受け、令和6年度からチャレンジクラスを開設する予定である。チャレンジクラスは、正規の教員が配置された学級として設置され、担当教員が、授業や支援を行う一方、三沢中学校に在籍する生徒にとって気軽に安心して登校できる校内の居場所は引き続き必要であると考え、チャレンジクラス開設後も、がんばルームの機能を継続する。 ・令和5年度の2学期から「オンラインわかば教室」を新たに開始した。令和6年度には「オンラインわかば教室」の実施日を拡大する予定であり、子供たちの学びの保障につなげていく。メタバースを活用した居場所づくりについては、先行市の事例を基に調査研究を進めていく。 ・教育委員会事務局は、学校に不登校対策について、未然防止、早期対応、長期化への対応という3つの視点で捉え、適切な対応を取るよう、指導・助言を行っている。未然防止については、不登校が生じない魅力ある学校づくりを行うことが大切である。早期対応については、3日程度欠席が続いた児童・生徒がいる場合には、家庭訪問等を行うなどし、迅速な状況把握を行うことが大切である。長期化への支援としては、担任による家庭訪問や定期的な連絡に加え、不登校児童・生徒に寄り添った、組織的かつ、柔軟な対応が大切である。そのほか、各学校は、学習者用端末を活用した学習支援やオンライン面談、個別指導などを継続的に行っている。わかば教室やその他フリースクール等を利用している場合には、定期的に連絡を取り、学習状況や生活状況の把握に努めている。各学校は、様々な取組により、不登校児童・生徒が安心して学べる学校づくりを行っている。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
佐藤琢磨 議員	一般質問	<p>【全ての子どもの居場所について問う】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内登校支援教室を5校拡充し、13校とするが、この13校はどこになるのか。どのような課題があるのか。 ・コミュニティ・スクールを8校に倍増することも評価しているが、どこの学校に設置となるか 	教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・校内登校支援教室は学校には登校できても教室に入ることができない児童・生徒を対象に校内別室指導支援員及び校内別室指導補助員、家庭と子どもの支援員、学力向上支援者等を活用して別室で支援を行っている。令和5年度は8校で開設している。令和6年度は、豊田小学校、日野第四小学校、日野第五小学校、平山小学校、南平小学校の5校に校内別室指導支援員及び校内別室指導補助員を配置する予定である。校内登校支援教室の開設により、教室復帰につながった例、学校行事に参加できた例などがある。一方、課題については、児童・生徒の学校に登校できない背景が様々であり、校内登校支援教室につなげることができない状況がある。児童・生徒や保護者と学校とのつながりを維持しながら、児童・生徒に適した居場所や学びの場を考えていくことが大切である。 ・コミュニティ・スクールの導入により、保護者・地域の意見を学校運営に反映させることや地域と学校が一体となって子供たちをサポートすることなどが実現している。令和5年度時点で、コミュニティ・スクールを導入しているのは、平山小学校、東光寺小学校、滝合小学校、旭が丘小学校の4校であり、令和6年度から、豊田小学校、日野第三小学校、日野第七小学校、仲田小学校の4校が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール制度を導入し、市内計8校となる。第4次学校教育基本構想策定の検討過程においても、コミュニティ・スクール制度を導入することにより、地域に開かれた学校づくりが推進できるといった意見をいただいている。今後も、教育委員会事務局では、コミュニティ・スクール制度の全校導入を目指し、学校や地域への周知や働きかけ等を行っていく。
谷 和彦 議員	一般質問	<p>【教育行政-子ども達を真ん中に・コミュニティ・スクールと地域ほか-】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野市のコミュニティ・スクールの導入の現状 ・不登校児童・生徒の居場所について 	教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、平山小学校、東光寺小学校、滝合小学校、旭が丘小学校の計4校が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール制度を導入している。校内にあるピオトープ整備を子供と地域の方々が共に進めている事例や、走り方講座や漢字検定などを主催・運営している事例があり、地域に開かれた学校づくりを実現するために地域の方々と共に検討・実施されている。コミュニティ・スクールを通じて、学校に関わる地域の大人が結び付き、人やまちが育ち、学校を核とした地域づくりが可能となる利点がある。令和6年度には、市内8校がコミュニティ・スクールとなる予定である。今後も教育委員会事務局では、市内全校への導入に向けて保護者、地域住民、学校との連携を深めていく。 ・不登校傾向及び不登校となった児童・生徒向けの居場所として、教育支援センターわかば教室を開設している。市立小・中学校では、不登校児童・生徒を支援する校内登校支援教室を設置する動きが加速し、令和5年度は8校において開設されている。令和6年度は、新たに校内登校支援教室を、豊田小学校、日野第四小学校、日野第五小学校、平山小学校、南平小学校の、計5校に開設する予定である。また、不登校生徒の新たな指導・支援場所として、三沢中学校にチャレンジクラスを設置する。チャレンジクラスは、正規の教員を配置する学級となるため、生徒は、教員の指導による授業を受けることができる。教育委員会事務局は、不登校児童・生徒の居場所の拡充に伴い、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、支援や見守りを行う支援者の増員を図っている。不登校にかかる支援者としては、家庭と子供の支援員、別室登校指導支援員等を、複数の学校に配置している。学校外の施設では、民間機関であるフリースクール等で、必要な指導・支援を受ける児童・生徒もおり、教育センター及び各学校では、そういった民間機関とも連携を図っている。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
谷 和彦 議員	一般質問	<p>・リソースルーム、ステップ教室、別室学習支援、SSW、SCの現状、充足、研修・意見交換の場所について</p>	教育部参事（教育指導担当）	<p>・学習指導を行うリソースルームティーチャーは、延べ53名を配置している。特別支援教室「ステップ教室」は、市全体で計58名の教員が東京都教育委員会から配置され、指導を行っている。校内登校支援教室は、校内別室指導支援員、校内別室指導補助員や家庭と子供の支援員、学力向上支援者を活用し、支援を行っている。校内別室指導支援員は6名、校内別室指導補助員及び家庭と子供の支援員は、それぞれ7名ずつ、学力向上支援者の登録者数は、62名である。不登校対応加配教員が、日野第二中学校、大坂上中学校に1名ずつ配置され、生徒の指導・支援に当たっている。</p> <p>・職員の充足について、スクールソーシャルワーカーは計5名をエールに配置し、スクールカウンセラーは、東京都教育委員会から市立小・中学校全校への派遣に加え、市独自で学校派遣心理士を全小学校と一部の中学校に派遣している。令和6年度、スクールソーシャルワーカーは会計年度任用職員1名の増員を予定している。学校派遣心理士については、令和5年度は小学校で発達検査を行う時間数を、相談時間とは別枠で確保し、活動時間の充実を図った。わかば教室は、職員は11名であり、更なる運営の強化を図るため、令和6年度には、カウンセラー及び登校支援員の増員を予定している。</p> <p>・各職員の研修や意見交換の場の設定について、リソースルームティーチャーは、年2回、各2時間程度の研修会を実施し、リソースルームティーチャー同士が意見交換を行う機会を設けている。スクールソーシャルワーカーは、週に1回SSW会議を行いケースの把握・進捗管理を行っている。校内委員会にも出席をし、情報共有に努めている。専門家によるスーパーバイズも実施しており、令和6年度も年8回の実施を予定している。東京都教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーは、年に2回、市主催のスクールカウンセラー連絡会を行っている。校内別室指導支援員については、東京都教育委員会が指定するオンデマンド研修を受講している。わかば教室は、令和5年度、NPO法人と連携し、指導員等の職員の資質能力向上を目的とした研修を、事前学習を含め6回実施した。今後も研修、意見交換、情報交換の場が作れるような方法や機会について検討していく。</p>
谷 和彦 議員	一般質問	<p>・教員の働き方改革について、今回は部活動の地域連携・地域移行について</p>	教育部参事（教育指導担当）	<p>・現在、主に休日の土曜日・日曜日に地域クラブ活動「ひのスポ!」「ひのカル!」を展開しております。令和5年度は市内中学校全8校を会場として、バスケットボールやバレーボール、陸上競技やソフトテニス、けん玉など、様々なプログラムを実施し、延べ400人を超える子供たちが文化・スポーツ活動を楽しんだ。学校の部活動とは異なる新しい選択肢を提供することにより、子供たちの文化・スポーツ体験の機会を保障することが目的であるが、副次的な成果として、部活動の顧問教員が、担当部活動と同じ種目の「ひのスポ!」プログラムに生徒の指導を任せることで、指導にかかる負担を軽減した事例が見られた。このような事例は、まだ広がりを見せてはいないが、今後「ひのスポ!」「ひのカル!」の活用により、教員の働き方改革等、学校部活動そのものが抱える課題について、解決または軽減できる可能性があると考えている。教育委員会事務局は中学校長会と協議を行い、令和6年2月に部活動検討委員会を立ち上げた。今後の部活動の在り方に関することや、「ひのスポ!」「ひのカル!」の活用による教員の負担軽減の可能性などが議題となり、活発な意見交換を行った。令和6年度も定期的を開催する予定としており、「ひのスポ!」「ひのカル!」の今後の展開や、働き方改革に関する取組について議論を重ねていく。</p>

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
谷 和彦 議員	一般質問	<p>【日野一小的建て替えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野一小的建て替えについて考え方を問う。 ・小学校を中心とした複合施設の在り方もよく検討して、先進事例などを勉強してほしい。 ・複合化には、夜間に使わない特別教室の活用や、子どもと地域のつながりなどのメリットがある一方、プライバシーや安全面の課題もある。 ・建て替えの計画を立てる上で、初めの時点で細部についてもしっかりとめておき、後になって「こうしておけばよかった」ということが起きないようにしていきたい。 	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、新しい時代の学びに対応した学習空間や、地域から求められる公共施設としての学校の在り方などについて検討を進めており、令和6年度までに「新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」を策定し、小・中学校における施設整備の方向性を示す。 ・他方、企画部では、令和6・7年度において、日野一小的を含めた日野本町地区について、公共施設再編の基本構想・基本計画を策定するとともに、計画に基づく事業実施への民間活力の導入可能性調査を行うこととなっている。 ・さらに教育委員会における令和6年度の取り組みとして、「新たな学校づくり・社会教育施設づくり」の検討内容を踏まえ、日野一小的の改築に向けた「計画概要の整理」「方針の検討」「意見要望」などの整理を行う。企画部が検討する日野本町地区の公共施設再編と連携を図りつつ、複合化や共用化、さらには多機能化など、地域のニーズを探り、地域のシンボルとなるような日野一小的のあり方を具現化していく。 ・今後、日野本町地区の公共施設再編にどのような事業手法が採用されるかにより、改築までの手続きやスケジュールが異なるが、日野一小的の改築については、現行の計画において令和10年度からの事業着手としていることに留意しつつ、今後も企画部と連携しながら事業を進める。 ・また学校施設を複合化・共用化とした場合の、セキュリティ対策やプライバシーの保護に配慮した施設管理についても、先進事例なども参考に、現実的かつ効果的な管理運営方法について検討していく。
須崎貴寛 議員	一般質問	<p>【若者の活躍の機会とデジタルの活用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平山小での総合的な学習の発表会について 	教育部参事 (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・平山小学校では、子供たちが体験や地域との関わりを通して、「世界」を広げ、「学び」を広げ、「自分」を広げていく児童の育成を目指し、地域とのつながりを大切にした総合的な学習の時間の授業づくりを行っている。第3学年では、地域の中で子供たちが「見付ける・やってみる」ことを大切にした浅川での体験活動や金ゴマの栽培、第4学年では、子供たちが他者と「つながる・つなげる」ことを大切にした福祉の学習や平山陸稲の栽培、第5学年では、子供たちがより深く地域と「かかわる・ためす」ことを大切にした防災の学習や古代米の栽培、第6学年では、子供たちがより深く地域の人、もの、こととかわり、「広げる、見つめる」ことを大切にしたまちづくりプロジェクトの学習を行っている。地域の方々をゲストティーチャーに招き、子供たちは、お話を聞いたり、交流活動や体験活動を行ったりした。子供たちは、学習を通して、自分の考えを広げていくことができた。引き続き、子供たちと地域とのつながりを大切にした教育活動を進めていく。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
森沢美和子 議員	一般質問	<p>【女性と子どもが自己実現できるように～女性支援法より女性の福祉を！子ども基本法より多様な学びを！～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に行けない子どもたちの自己実現について ・フリースクールとの連携について 	教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次日野市学校教育基本構想素案では、「すべてのいのちがよこびあふれる今と未来をつくっていく力」を教育理念として掲げている。市立小・中学校の児童・生徒自身が考える5年後の理想の学校の姿を聞いた中、「みんなが」「みんなで」などの、「みんな」という言葉が多く出された。検討委員会での議論や日野市立小・中学校PTA協議会でのワークショップにおいても、学校に通うことのできていない児童・生徒のことも含めた構想としていくことの重要性が意見として出された。素案に記されている「みんな」には、学校に通うことができない児童・生徒も含まれており、みんなの姿としてインクルージョンを掲げ、自分と他者の多様な個性を認め合うことを目指すものとなっている。また、学校の姿として「探究的で深い学び」が掲げられており、児童・生徒が、没頭できる探究テーマを自ら見付け、多様な方法で対話し、自らが納得のいく結論に辿り着き、自分に合った方法で、多様な他者に表現、発信することを目指している。学習者用端末の活用が定着したことで、学校に通うことができない場合にも、自分に合った場所で、学びに向かうことができる。多様な他者と探究的な学びを共有することは、ありのままの他者を受け入れること、ありのままの自分が受け入れられていることを実感することにつながる。この学びのサイクルが、学校に通うことができない子供たちの自己肯定感・自己有用感を高め、自己実現につながると考えている。 ・わかば教室では、自主性・主体性を育てることを目的に、個に応じた指導として『わか데미』の時間を設けている。児童・生徒一人一人が時間をかけて学びの課題を設定し、自分の興味・関心に合わせて学習計画などを立て、自分のペースで学習する『わか데미』の取組では、子供たちが自己肯定感・自己有用感を高めている姿を見ることができる。 ・教育委員会事務局では、児童・生徒の学びの場の選択肢の一つとして、フリースクールが大きな役割を担っていることを認識している。児童・生徒がフリースクール等に通う場合には、学習状況等を把握するために、フリースクール等と連携を取るよう、各学校に指導・助言をしている。各学校がフリースクール等と連携を取るためには、教員が、フリースクールについて正しく理解し、指導・支援内容等を把握することが大切であるため、令和4年度から、生活指導主任研修会において、フリースクール等の講師を招聘し、講話をお願いしている。教育センターは、令和5年11月に、わかば教室やフリースクールなど、多様な学びの場の情報を掲載したパンフレットを作成した。パンフレットは市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に配信し、フリースクール等の多様な学びの場があることを保護者にも伝わるようにしている。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
奥野りん子 議員	一般質問	<p>【不登校の児童・生徒への細やかな配慮と支援を！】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒は現在どのようなところにつながっていて、学習はできているのか。 ・初動の対応について ・引きこもってしまった児童・生徒の状況について 	教育部参事 (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年11月30日時点の不登校児童・生徒のうち、約30%の児童・生徒は令和6年1月に5日以上学校に登校している状況である。学校の教職員、スクールカウンセラー、わかば教室、医療機関、スクールソーシャルワーカー、フリースクール等につながり、全員が学校や関係機関等につながりがある状況である。わかば教室やフリースクール等においては、学習の支援が行われているが、個々の児童・生徒の状況によって異なる。 ・別室には通えていたが、その後、来ることができなくなった児童・生徒は少数いる。理由は個々に異なる。別室に来ることができなくなった児童・生徒の居場所としては、半数以上の児童・生徒がわかば教室に通室している。さらにわかば教室に来られなくなった児童・生徒については、わかば教室のカウンセラーが連絡をとり、本人と話したり、保護者に対応のアドバイスを رفتりしている。 ・初動対応マニュアルについては、東京都教育委員会発行「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」の不登校の3つの段階を参考に、個々の児童・生徒の状況に合わせた状況に応じた対応ができるよう取り組んでいる。学校が、保護者と「全く連絡が取れていない」ケース及び「定期的に連絡が取れていない」ケースは少数あるが、関係機関等を通して状況を把握している。カウンセリングが必要なケースでカウンセリングにつなぐことができない理由として、本人がカウンセリングを希望しないことや保護者がカウンセリングを希望しない等がある。 ・学校に登校することができず、習い事等、外の活動に出ていない児童・生徒は少数である。日中、自宅に家族がいる児童・生徒が半数を超えている一方、日中、自宅に家族がいない児童・生徒も少数ですがいる状態である。家族は居るが、同時に介護の必要な家族も抱えている、介護の必要な家族と不登校の児童・生徒しかいない状況は、学校が把握している限りでは、いない状況である。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
ちかざわ美樹 議員	一般質問	<p>【学校図書館司書「1人2校勤務」では、求められる役割は果たせない。方針はあらためよ】</p> <ul style="list-style-type: none"> なぜパートタイム会計年度任用職員とし、1名が2校勤務することとしたのか。 1人2校勤務の状態をいつまで行うのか。今後の全校配置計画はあるのか。 探究学習アドバイザーの目的と役割はどのようなものを求めているのか。 1人2校の方針はあらためるべきと考えるがいかがか。 	教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局では、令和6年度から市立小・中学校全校に学校図書館司書の配置準備を進めている。パートタイム会計年度任用職員としたことは、学校に配置している他の事業の任用形態、他地区の学校図書館司書の任用形態の状況を踏まえたものとなる。各学校の特色を生かしながら、学校図書館の機能を強化するためには、市政協力が創り上げてきた環境等を継承しながら、学校図書館司書としての専門性を生かし、児童・生徒の学習に資することのできる学校図書館へ整備していくことが大切であると考えている。来年度からの学校図書館は、1週間のうち半分が市政協力量、残りが学校図書館司書の配置としながら、協力し合う体制を構築している。 令和6年度から、市政協力量との協力体制や複数校を兼務することで得られる知見を生かすような体制の構築を目指しており、1名の学校図書館司書が2校を兼務する勤務条件で、学校図書館司書の全校配置に向け、準備を進めている。児童・生徒にとって、よりよい学びに繋げるため、学校図書館のよりよい運営方法については、学校図書館の館長である校長及び司書教諭や図書館担当教諭と学校図書館司書、市政協力量、探究学習アドバイザー等が連携しながら、引き続き研究を行っていく。 探究学習アドバイザーは、児童・生徒が学校図書館や地域人材を活用し、探究的な学びを充実させることを目的に配置する。各学校を訪問しての授業づくりへの参加、提案、助言、学校図書館運営、学校図書館司書の職務内容への指導・助言、他自治体の探究学習の研究等を含む学校図書館司書への助言、探究的な活動に資する地域人材の発掘などをアドバイザーの役割として考えている。 探究的な学びを推進していくためには、学校図書館の3つの機能が充実することが重要である。そのため、確実に業務を遂行していくためには、探究学習アドバイザーや学校図書館司書同士が情報共有や意見交換等を行い連携していくことが大切である。市教育委員会事務局でも、オンラインミーティングや研修の機会を設定するなど、各学校図書館司書の交流の場、スキルアップの場を設けることで支援していく準備を進めている。1名2校勤務という方針については、学校図書館司書の全校配置は、学校図書館司書と市政協力量の協力体制、学校図書館司書が2校を兼務することから得られる知見のメリット等を生かしつつ、探究的な学びを推進し、学校図書館司書と関係者の連携、また学校図書館司書に対しては探究学習アドバイザーや市教育委員会事務局の伴走等を実施しながら、学校図書館司書1名による2校勤務を進めていく。
白井なおこ 議員	一般質問	<p>【給食残さのたい肥化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食残さの近隣のたい肥化施設への搬入の検討状況について問う。 近隣のたい肥化施設での受入れは給食残さがメインで、良質なたい肥となり、学校にも配布され畑で活用されていると聞く。 バイオガス化の取り組みもよいが、近い施設に搬入するほうがCO2削減につながる。 給食残さをたい肥化することは、子どもたちが資源循環を体験する学習機会にもなる。 取り組めることから取り組むことも可能かと思うので、引き続き要望する。 	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 学校から出る給食残さについては、現在「小・中学校ごみ収集業務委託契約」の受託者が収集・運搬し、大田区にあるリサイクル施設に搬入を行っている。 過去には近隣のたい肥化施設に厨芥ごみを搬入していたが、施設から出る臭いが問題となっておりごみの受入れが停止され、代替りの受入れ先として現在の搬入先への搬入が開始した経緯がある。 当該たい肥化施設は近年稼働を再開しており、昨年11月に市の担当者が施設を見学し、稼働状況について施設職員から説明を受けたが、現在はごみの受入れ量を施設本来の処理能力の2割から3割程度に抑え、安全に稼働している。 当該たい肥化施設において、今後、ごみの受入れ量が増えた場合でも安定的な稼働が可能か引き続き注視し、適切な搬入先を検討していく。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
白井なおこ 議員	一般質問	有機学校給食の実現を求める。	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における安全安心な食材の利用を考える際には、化学肥料や農薬をできるだけ使用しないことは、基本的には望ましいことと考えられる。このような考え方から、化学肥料や農薬を使用しない有機農産物による学校給食を求める声があるものと認識している。 他方、学校給食の実施にあたっては、日々、約14,500食の給食を提供する観点から安定的な運営を確保する必要があるため、食材の調達については、安定性や効率性等も重要な要素として考慮する必要がある。 日野市の学校給食においては、日野市学校給食食品安全指針に基づき、食品添加物を使用していない食材などの安全な食品の使用に努めている。残留農薬については、給食現場で把握することができないため、野菜は信頼のおける地元のもの、国産のものを使用している。
有賀精一 議員	一般質問	<p>【小中学校の断熱対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校の断熱対策の現状について問う。 子どもたちが暑がっていると訴える学校がいくつもあると聞いている。 温暖化により今後も猛暑が続く可能性があり、断熱対策をしっかりとやって子どもたちの学びの環境を改善することが非常に大事である。 1年何校というペースで進めていては取り残される学校が出てくる。 子どもたちに等しく良い環境を提供するためにしっかり取り組んでいただきたい。 	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 市内の小中学校は昭和40年代から50年代に建築されたものが多く、当時の施設整備では窓の開放による自然換気を基本としていたため、校舎や体育館への断熱材の設置は行っていない。 小中学校の校舎における教室への冷暖房の設置は平成23・24年度にかけて実施したが、冷暖房機の老朽化に伴う性能低下や近年の酷暑の状況下では、特に最上階の教室が冷えにくい等の課題が見られる。 一方、平成18年以降に増改築を行っている平山小学校、日野第五小学校増築校舎、日野第一中学校、日野第二中学校北校舎などについては、冷暖房機など設備機器のエネルギー消費量を抑制し、環境負荷の低減を図るため、校舎の屋根や床下に断熱材の設置を行っている。 また、令和2・3年度に改築を実施した豊田小学校東校舎につきましては、現行の建築物省エネ法の基準に適合した改築を行っている。 小中学校の体育館に関しては、令和2年度より冷暖房機の設置を進めているが、それに合わせて環境負荷の低減を図りつつ、より効率的な冷房効果を得る手法として、屋根の断熱改修工事を実施している。
有賀精一 議員	一般質問	<p>【小中学校の断熱対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の方針を含めた所見を伺いたい。 	教育長	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に学校施設の個別施設計画を策定し、この中で建て替えや長寿命化などの整備の方向性、屋根や外装、建築設備などの維持管理の方針、財政負担の平準化を踏まえたスケジュールなどを策定している。これを元に、国や都の補助金の動向も踏まえながら計画的に事業を進め進めている。 令和6年度中に「新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」を策定予定で、この計画の中で学校施設整備基本構想、機能別施設計画、個別施設計画の更新、の三つを予定している。これによって市全体として一貫性のある学校施設の整備ができるようになると考えている。 断熱性の向上については、昨今の猛暑を踏まえても大変重要な視点と考えている。 令和2年度から進めている体育館の空調の設置に伴う断熱工事については、日野の取り組みが文科省の事例集にも掲載されているなど、他自治体にも先駆けた取り組みを実施している。これに加え、校舎の整備についても、先進事例も参考にしながら、現実的な手法を検討して、この計画に位置づけていきたいと考えている。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
岡田じゅん子 議員	一般質問	遠い、坂道がある等の理由で、わかば教室に通えない子に対して、どう応えるか（送迎の課題）	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・わかば教室は市の南部にあるので、住所地などにより通にくいことがあるのは認識している。 ・子どもたちは一人一人、わかば教室に通う曜日や登下校の時間が異なるので、教育委員会で送迎を行うことは難しい。小学生は保護者の送迎を原則としている。 ・今後の移転に向けて検討している。近隣の地域だけでなく、わかば教室に通う児童生徒の増加やわかば教室に通う際の利便性などを踏まえて検討する。
岡田じゅん子 議員	一般質問	<p>【子どもを真ん中にした不登校支援～いかにして子どもの姿に寄り添うか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して学び、過ごすことができる学校の在り方について問う 	<p>教育部参事 (教育指導担当) 教育部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校内登校支援教室は、令和5年度、市立小学校1校、市立中学校7校で開設しており、そのうち、校内別室指導支援員を配置しているのは、市立小学校1校、市立中学校5校である。令和6年度には、更に市立小学校5校に会計年度任用職員の校内別室指導支援員と有償ボランティアの補助員を配置し、校内登校支援教室の拡充を図っていく予定である。スクールソーシャルワーカーは、計5名をエールに配置し、それぞれ担当する学校を決めて、校内委員会に参加する等、各学校と連携を図りながら活動している。令和6年度は、会計年度任用職員1名の増員を図る予定である。 ・不登校の児童・生徒の情報は、学年会や校内委員会等、各学校で創意工夫をしながら、教職員間で共有し、不登校児童・生徒の現状の把握と対応について検討している。参加できない場合には事前に情報を集めて情報共有ができるようにしている。校内委員会で検討した内容は、生活指導夕会や学年会等での報告や、校務支援システム等を活用して、全教職員に共有する工夫をしている。非常勤教員や講師との情報共有は、直接担任等が話すこと以外に校務支援システム内の記録表等を活用するなどの工夫をしている。 ・教育委員会事務局は、校長会や副校長会、生活指導主任研修会や特別支援教育コーディネーター研修会において、指導・助言を行っている。校内別室指導支援員は、東京都教育庁のオンデマンド研修を活用し、不登校児童・生徒への支援の在り方について理解を深めるとともに、効果的な取組等を知り、自校の取組に生かせるようにしている。 ・生活指導主任研修会に日野市立病院の医師を招き、研修を行った。学校とスクールソーシャルワーカーが連携し、エールの保健師等と相談をしながら、医療機関をはじめとする専門家とどのようにつなげることができるかを検討している。ケース会議等では、関係機関の一つとして、医療機関の協力を得る場合もある。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
岡田じゅん子 議員		<ul style="list-style-type: none"> 子どもと保護者に寄り添う専門職の支援体制について問う 	教育部参事 （教育指導担当） 教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校に配置されているスクールカウンセラーは、保護者も利用できるようになっており、各学校において保護者の相談を受けている。教育センターでは、わかば教室にカウンセラーを配置し、わかば教室に通っている、又はわかば教室の入室を検討中の児童生徒及び保護者を対象とした相談を実施している。相談件数の増加等を踏まえて、令和6年度は、相談を充実するため、カウンセラーの体制の拡充を図ることとしている。 ・市立教育センターは、令和5年11月に保護者に対し、学校が苦手な児童・生徒の保護者の方向けに、相談窓口一覧を掲載したパンフレットを配信した。本パンフレットにはわかば教室だけでなく、児童館やエール、フリースクールやフリースペースについての情報も掲載している。わかば教室では、令和5年度の2学期から保護者会終了後に懇談会を開催している。同じ悩みや困りごとを抱えた当事者同士が交流し、想いを分かち合える機会があることは、当事者にとって大きな支えになる。3学期には講演会を予定している。エールを利用している保護者の方は不登校だけでなく、同じ悩みを共有する機会である「親カフェ」に参加することで、保護者間のつながりをもてるようにしている。スクールソーシャルワーカーの「ひょっこり」事業では、一緒に来ている保護者が子供たちの活動中に会話をする等、ゆるやかなつながりをもてる機会となっている。不登校の児童・生徒の保護者のつながりについては、地域のコミュニティの中で育まれていくことも大切であるため、関係部課及び関係機関とも連携しながら、様々な情報提供の機会を設けていく。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
岡田じゅん子 議員	一般質問	<ul style="list-style-type: none"> 学校以外における、多様な学びと育ちの居場所への支援を問う 	教育部参事 （教育指導担当） 教育部長	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月末現在の不登校・児童生徒について、全員が何らかの形で、学校関係者を含む関係機関とつながっていると把握している。保護者だけが関係機関とつながっている状況や保護者が医療機関等の専門家につなぐことを拒む場合もあり、個々の状況に応じたきめ細やかな対応が求められると認識している。今後も不登校児童・生徒及びその保護者が相談しやすい環境づくりに努めていく。 保護者と一緒にわかば教室に登校した際に、親子分離が難しい場合の対応については、基本的に保護者は別室に待機していただいている。児童がどうしても保護者と離れることができない場合は、親子一緒に別室で過ごすような対応も可能としている。多くの場合、時間の経過とともに解消されている。 わかば教室のプレイルームで使用する備品等を購入する際は、日々、児童・生徒と接して状況を把握している指導員を中心に使いやすさや安全性、機能面などから検討して選定している。子供たちにとって居心地がよく、安心して学べる場になるよう、子供たちの声も踏まえながら、環境整備に努めていく。 わかば教室は、市内すべての小・中学校から児童・生徒を受け入れており、住所地などによって通いにくいということがあることは認識している。子供たちは一人一人、わかば教室に通う曜日や登下校の時間も異なっているので、教育委員会で送迎を行うことは、難しいものであると認識している。小学生がわかば教室に通う場合は、保護者による送迎を原則としている。わかば教室は建物の老朽化が進む教育センターの建物内に設置されており、今後の移転に向けて検討を進めている。移転にあたっては、現在の教育活動の継続が見込める近隣の地域だけでなく、わかば教室に通う児童・生徒の増加やわかば教室に通う際の利便性などを踏まえて、検討していく必要があると考えている。 市教育委員会事務局はフリースクールの職員を招き、フリースクールにおける取組について情報交換を行った。各学校では、不登校児童・生徒が通うフリースクール等を訪問することや、フリースクール等における活動実績報告書を確認することを通して、不登校児童・生徒が通うフリースクール等と連携をしている。 教育センターは、令和5年11月に、わかば教室やフリースクールなど、多様な学びの場の情報を掲載したパンフレットを作成した。令和6年2月初旬に開催された小学校の入学説明会において、新1年生の保護者に対してお知らせの文書を配布し、その文書の中に、二次元コードを記載し、パンフレットを閲覧できるようにした。令和6年度から、教育支援コーディネーターを新たに配置する。教育支援コーディネーターは、フリースクール等と連携し、そこに通う不登校児童・生徒の状況を把握するとともに、学校を含む関係機関との間で円滑な情報共有を進めていく。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
佐藤琢磨 委員	民生文教委員会	【学校給食の無償化を求める請願】 ・経済的に困難な家庭への保護者負担軽減策は。	庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由により就学が困難と認められる家庭に対して、学校で必要となる費用の一部を援助する制度として、就学援助制度があり、日野市に住所を有し、小中学校へ通う児童生徒がいる家庭のうち、児童扶養手当を受給している家庭、または世帯の合計所得が教育委員会の定める基準未満の家庭を対象としている。 ・援助対象となる費用は主に、学用品費、新入学学用品費、卒業アルバム代、校外活動費、修学旅行費、学校給食費など。 ・就学援助における学校給食費の取扱いについては、準要保護の区分に該当する家庭については就学援助費として支給、要保護の区分に該当する家庭には生活保護費として支給され、いずれの場合も実費額の全額が支給される。令和4年度決算ベースでは、準要保護に該当する1,378名に対して、給食費の実費相当額として総額で約6,848万円を支給。
白井なおこ 委員	民生文教委員会	【学校給食の無償化を求める請願】 ・就学援助認定者数の推移は。	庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点における就学援助認定者数については、小中学校を合わせて1,486名となっており、割合としては全児童・生徒（13,639名）の10.9%。 ・新型コロナによる家計への影響が大きかった令和3年度に割合が少し上がったが、ここ5年ほどは、全児童生徒に占める就学援助認定者の割合は11%前後で推移している。
佐藤琢磨 委員	予算特別委員会	わかば教室の移転先の見直しについて	教育部長 教育長 市長	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が老朽化しているため、移転を検討中である。 ・現在の教育活動の継続が見込める近隣地域だけでなく、通う際の利便性やわかば教室通室生の増加を踏まえて検討している。 ・わかば教室は不登校支援の重要な拠点である。 ・現在のわかば教室は立地が偏っている。公共施設総合管理計画との連携も考えられる。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
白井なおこ 委員	予算特別委員会	わかば教室の魅力を高める取組について	教育センター事務長	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の取組として、会計年度任用職員の人件費を増額した。特にカウンセラーについて、子どもたちの様々な相談に対応するため重点的に拡充した。 わかば教室の教育活動の中で、「栽培」の授業は人気がある。収穫した野菜を使用した調理実習を行っており、子どもたちは楽しそうにしている。
白井なおこ 委員	予算特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学級支援員増員の状況について 低学年で困った子がいないよう手厚い支援を。 	発達教育支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 週5ペースで換算すると7名増。 学校依頼で4月に入ってから見に行き、支援を決定する。
須崎貴寛 委員	予算特別委員会	<p>【新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における学校の役割は大変大きくなってくると考えている。学校と地域を繋ぐ現実的かつ効果的な複合化・共有化というところを含め、この検討委員会においてこれまでどういった話をされてきたか。 市民から募集した意見にはどのようなものがあったか。 複合化・共用化が進んでも、学校施設としては子どもたちの学ぶ環境が第一であり、子どもたちの考えが重要。学校で実施したワークショップの内容と、子どもたちから出た意見は。 	庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の老朽化や劣化度合いといった観点のみによる校舎の更新だけでなく、GIGAスクール構想や少人数学級への移行など、新しい時代の多様な学習形態に適した空間デザインの検討が必要であること、また、街の発展や地域の実情に応じた行政ニーズに対応するには、地域から期待される公共施設としての機能や役割の検討があわせて必要であることなどを踏まえ、検討テーマとして「新しい時代の教育内容の変化に対応した多様な学習形態に適した空間デザインの検討」「地域から期待される公共施設としての機能や役割の検討」の2つを軸に、新しい時代に求められる学校施設のあり方を検討している。 市民から寄せられた意見は、多様な学びに関すること、環境負荷低減、避難所機能など、学校施設の整備に関することから、インクルーシブ、合理的配慮に関すること、不登校対策、教員の働き方改革に関することまで、多様な意見をいただいている。 日野三中で図書委員の生徒と実施したワークショップでは、利用しやすい学校図書館の配置、静かに過ごせる場所と交流できる場所が必要、地域の方が使うことも想定したいなどの意見が出され、それを実現する学校図書館の姿について絵を描いたり、模型を作成するなどの活動を行った。ワークショップで出していたいただいた意見については、検討委員会やホームページで寄せられた意見と同様、計画の検討に反映する。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
中嶋良樹 委員	予算特別委員会	<p>【学校図書購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書購入費について、国から地方交付税の交付金の措置が取られているが、自治体によっては図書の購入に充てられていないという報道記事があった。 ・書籍の電子化は必要と思うが、紙の書籍をなくすことはありえないと考える。 ・国においては学校図書館図書標準として、各学校、蔵書数の目安となる基準があると思うが、日野市ではその基準が達成されているのか。 ・汚れたり破れたりした図書を廃棄する基準があると思うが、廃棄基準は何年か。 ・実際に各学校でその基準が守られているかどうか把握されているか。 ・地方交付税の交付金の予算をどう使うかはそのときの市政、財政運営によって変わってくると思うが、国も財政支援として各自治体に通知しているので、その思いをしっかりと汲んで、また現場の状況に合わせて適切に図書の購入を進めていただきたい。 	庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点の各学校の蔵書数を見ると、市内小中学校のそれぞれ全体としては標準冊数を満たしているが、学校ごとに見ると、標準を満たしていない学校が小学校で5校、中学校で5校ある。 ・日野市では、学校で購入した図書について、日野市学校図書館図書廃棄基準に基づき、廃棄更新をしており、原則購入後10年を経過した図書については、廃棄更新の対象とするという年数の目安を設けている。 ・現在蔵書としてある中に廃棄の対象とするべきものがどのくらい含まれているかということについては現在庶務課としては把握できていない。
窪田知子 委員	予算特別委員会	<p>【高校生奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の支給方法は。 ・支給を受けた方を対象に行ったアンケートからわかる奨学金の使い道は。 ・高校授業料については東京都が所得制限を撤廃して、私立を含め全て無償化するという状況の中で、今後の奨学金の支給について教育委員会として何か検討しているか。 ・生活困窮者の家庭の子供たちの支援として欠けてる部分が他にないか、予算を有効に活用できるよう、いろんな角度から検討していく必要がある。 	庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金は高校生本人の名前で申請をしていただき、原則本人の口座に振り込むこととしている。もし本人が口座を持っていない場合には保護者の方の口座でも良いこととしているが、その場合は本人の署名または記名押印等をいただき、本人の知らないうちに保護者の口座に入金されるということがないように確認をしている。 ・奨学金の受給者を対象としたアンケートの直近の結果（令和4年度末）では、使い道について一番多いのが教材や図書などの購入費、続いて高校の授業料、資格や検定、大学受験などの受験、塾代、部活や習い事、通学費の順となっている。 ・アンケート結果からは授業料以外にも奨学金が使われていることがわかり、授業料無償化によって直ちに奨学金の使い道がなくなるわけではないと認識しているが、東京都の給付型補助金の制度が拡充している中で、他市では奨学金制度自体を廃止・縮小する自治体が多くなってきていることも事実である。認定基準や審査方法等の今後の見直しについては、国や都の制度、それから近隣市の動向などを見ながら検討したい。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
窪田知子 委員	予算特別委員会	<p>・第3次日野市学校教育基本構想の教育理念、すべてのいのちがよろこびあふれる未来をつくっていく力、その持続可能な社会を作っていく力が第4次日野市学校教育基本構想にどのように育まれていったのか、特にSDGs ESDの観点から問う。</p>	統括指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・ ESDについては、人類の開発活動に起因する様々な問題があり、これら現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代に渡り、恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決に繋がる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習教育活動と認識している。 ・ 日野市立学校においては、各教科等の学習を横断的に繋ぎ、SDGsの目標に関わる学習をいつどのように各教科等を関連づけて学ぶかを明らかにしてきた。例えば、SDGsカレンダーを作成し、SDGsの目標達成に向け計画的に学習を進め、持続可能な社会となるよう、児童生徒の資質能力を育むことを目指してきた。他事例もあるが、各学校で環境に対する意識を高め、環境に優しい学校作りを行うことを目的に、引き続き取り組んでいく。 ・ 令和6年度から第4次日野市学校教育基本構想が始まるが、すべてのいのちがよろこびあふれる今と未来をつくっていく力は、一人一人のウェルビーイング、持続可能性、共生社会の実現への願いが込められており、SDGsの実現と密接な関わりがあると考えている。 ・ 教育活動の様々な場面で、SDGsに関連する学習についても取り扱い、この取り組みも保護者や市民の方に広く伝えたいと考える。
窪田知子 委員	予算特別委員会	<p>児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について問う。</p>	学務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年1月22日付け文部科学省事務連絡「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」の通知を受け、市教育委員会では、各学校における学校医との共通認識が十分図れるよう、日野市医師会と、健康診断の際の実施方法等について協議を行った。 ・ 医師会との協議を経て、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について、市より全学校医へ周知・依頼をした。 ・ 令和6年3月中に、市内小中学校に対して、国通知の内容を確認し、学校医に相談の上、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について適切に対応するよう通知を予定している。 ・ 更に共通理解を図るため、養護教諭会等の会議の場でも周知を行う予定である。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
中野あきと 委員	予算特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館司書配置について、市は全校配置ということで説明しているが、学校図書館司書1名が2校を掛け持つ中身となっている。体制の面、勤務時間の面において、掛け持ちに至って考え方を問う。 3校連携で実際に学校図書館司書として勤務されていた方々の勤務体制に関する現場の声を問う。 	教育指導課 主幹	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館司書については、学校図書館司書配置による効果を研究奨励校等で確認してきた。またあわせて、全校配置に向け検討してきた。 学校図書館司書配置に関しては、最初から学校図書館司書1名が2校を兼務する形で進めてきたものではない。学校図書館司書を十分に活用する方法を軸に検討してきた。検討する中で、学校図書館司書の役割分担を明確にすることが先決であると考えた。 また、有償ボランティア（市政協力員）の方々は今まで学校図書館を支えてきたという現状がある。市政協力員のカも借りながら、また学校図書館司書がやらなければいけないことを明確にし、役割分担を明確にした上で4月から進めていきたいと考える。 3校連携の学校図書館司書、また来年度以降採用を予定している学校図書館司書を含め現場の声を確認し、多くの方の意見を勘案しながら勤務体制を組もうとしている。3校連携の学校図書館司書の意見では、非常に苦勞をしているという意見が多かった。他方、これから新しく勤務を予定される多くの方々からもご意見を伺っている。新しく勤務をされる方々には、既に複数校を兼務された経験からのご意見もある中、長い目で見たときに、他校の良い事例を吸収できるという利点をあげた方が多かったことがあげられる。 学校図書館の運営で目指すところは、探究的な学びを推進しながら、各校の粒度を揃え底上げをしていくところにあると考える。
中野あきと 委員	予算特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> SSWは、専門性を前提に、子どもと信頼関係を構築して継続的な支援が作られる。SSWの処遇は、安定的な雇用が非常に重要。 スクールソーシャルワーカーを中学校区にそれぞれ1人ずつの配置充実を求める 	発達教育支援課長	<ul style="list-style-type: none"> SSWがかかっている不登校児童・生徒の人数＝137人 SSWの配置状況＝R2・3年度4月時点で5人、4・5年度4月時点6人。R5年度末＝5人 R6年度当初は6人でのスタート予定。
田原 茂 委員	予算特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次学校教育基本構想「一律一斉の学びから、自分に合った多様な学びと学び方へ」について、軽井沢風越学園との連携成果と第4次学校教育基本構想の継承等について問う 派遣研修報告書の有無について問う。 研修成果を公開するよう要望する。 	統括指導主事 教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> 第3次日野市学校教育基本構想を実現するためには、個別最適な学び、協働的な学び、プロジェクト型の学びを融合した、子供たち自らが学習計画を立て、自分の学びを作っていく、教育活動のプログラムを取り入れることが必要であった。 同じ教育活動の展開を目指していた風越学園に開校初年度の令和2年度から、日野市立学校の教員を派遣し、現地の教職員とともにカリキュラム開発に携わらせ、教育の方法や学校作りを学ばせたものになる。 派遣教員の報告書については、各教員が1年間の派遣研修、また2年間の派遣研修で学んだことについてまとめた報告書を教育委員会事務局に提出している。報告書は、内部向けで纏めており、令和4年に全教職員を対象とした研修会で報告会を開催している。従って、外部向けの報告書の作成は想定していない。 研修成果について多くの方々に関心が高いこと等から研修成果の公開について検討をしていく。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（学校教育関係）

別表 1

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
奥野りん子 委員	予算特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館にある本の総点検が必要だと考えるが、書籍管理について問う。 	教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の蔵書点検について、年に1回、各学校において総検討を実施するよう市教育委員会から指導・助言を行っている。 標準冊数に満たない学校もある中、来年度から学校図書館司書が全校配置になるので、学校図書館司書、司書教諭を中心に、各司書の目線をいれた蔵書点検を実施していく。
奥野りん子 委員	予算特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> スクールロイヤーは、学校として教師を守るために法律相談を設置した方が良いと思っていた。概要を問う。 	教育指導課 主幹	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度予算に業務委託料という形で計上をさせていただいた。 スクールロイヤーは弁護士ということで、2名を配置し運用していきたいと考えている。 金額に関しては、既に導入している近隣団体を参考にもさせていただいた。 委託業務内容は、学校の教職員または市教育委員会から、相談事、制度面の問合せ以外に、研修会等も開催したいと考えている。
奥野りん子 委員	予算特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒の不登校の理由を問う 不登校の理由設問項目に、教員とのトラブル等の項目はあるのかを問う。 不登校の理由に、教職員との関係を巡る問題があるならば、欠席連絡等教職員との直接的連絡を避けられるシステムの導入とかは考えられるのかを問う。 	統括指導主事 教育部参事（教育指導担当）	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒の個々の状況によって異なるが、主に学業の不振や親子の関わり方、生活の乱れ、友人関係を巡る問題、無気力不安などが要因として挙げられる。一方家庭や保護者や本人も明確な原因がつかめないというケースも中にはある。 不登校の要因に関する項目の中には、教職員との関係を巡る問題という項目があり、数の把握はできている。 現在活用している欠席連絡の仕組みについては、発熱に関わる項目の他に、保護者からメッセージが入力でき、あわせて担当がメッセージを返すような仕組みが講じられている。 教員との関係では、担任と連絡を取り合いたくないという事例があることは承知している。他の教員が連絡する等様々な今の子供たちの状況に応じた対応は、学校の誰が連絡の窓口になるかということを含め組織的に検討していきたいと考える。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（生涯学習関係）

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
須崎貴寛 議員	一般質問	<p>【日野市社会教育施設（一部）個別施設計画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高幡図書館、中央公民館高幡台分室における次世代へのアプローチ、若者の活躍の機会と、個別施設計画における今後の両施設の方向性について 	生涯学習担当参事	<ul style="list-style-type: none"> 図書館、公民館を対象とした「日野市公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」の策定作業を行っている。基本情報を整理したうえで、今後の施設のあり方や施設整備の方向性について示していく予定。 高幡図書館…中央図書館とともに高幡図書館は市内の図書館ネットワークの基幹的な施設として位置付けられている。読書会室、お話の部屋、ギャラリーなどがあり、それらを生涯学習の場としても提供し、多世代の方々が交流をしながら施設を利用している。市内に在住、在学している、高校生、大学生が高幡図書館に集まり、図書館の魅力発信やイベントの開催、本の紹介などの活動を行っている、大切なサポーターである「日野ヤングスタッフ」として活躍し、図書館の魅力を次世代につないでいく、大変重要な事業と捉えている。引き続き子育て世代、若年層の更なる図書館利用活性化を目指し、子どもが安心して利用できるような機能を充実させていく。施設の今後の方向性としては、単独での建て替えは行わず、市内の基幹的な分館機能を高幡不動産周辺地区の公共施設と複合化していくことを更新の方向性としている。 中央公民館高幡台分室…小学生を対象にしてオンリーアート工作、障害のある子どもたちがさまざまな活動を行う少年学級、帝京大学や明星大学の学生による地域の課題調査事業への協力、田んぼの学校南平会場などを行っている。今後の方向性では、本施設は建物の利用を終える方針となっており、公民館機能を移転することとしている。過去には、交通利便性の良い場所に複数設置して欲しい、というご意見もいただいている。公民館機能の継続的な確保、また市内全域へ展開していくため、市内に存在している公民館以外のコミュニティ施設等とのスペースの共用や多機能集約化による更新について、関係各課と検討を行っていく。
須崎貴寛 議員	一般質問	<p>第4次日野市立図書館基本計画と電子図書館サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4次日野市立図書館基本計画（図書館DX）に基づく、電子図書館サービスの取り組みについて 	生涯学習担当参事	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次日野市立図書館基本計画」に基づいて、電子図書館サービスの導入を検討してきた。本や情報と出会い・発見する環境や機会を創出・拡充し、来館利用が難しい方でも、いつでも、どこでも読書を楽しめるサービスとして令和6年度中に電子図書館サービスを開始する。 学校での利用については、市立図書館と教育指導課が連携し、児童・生徒が学習者用端末で電子書籍が閲覧できる仕組みを整え、授業中での調べ学習や朝の時間の読書活動等に活用し、児童・生徒に身近な読書環境を提供することで、読書習慣の形成を目指していく。
池田としえ 議員	一般質問	<p>個別施設計画で私達の街はどう変わる？</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日野市社会教育施設個別施設計画案」図書館と中央公民館（若者の利用促進策）中央図書館のあり方と市民の期待にどう応えるのか？ 	生涯学習担当参事	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度より「第4次日野市立図書館基本計画」に基づき事業を進めている。誰もが気軽に立ち寄れる居場所となることを目指している。百草図書館では、子育て世代からは赤ちゃんが泣くことで、来館をためらうという声をうけ、子育て世代が気兼ねなく来館できる「ひよこタイム」を2月より始め、中央館では、レファレンス室において3月より個別の席の利用緩和を行う。これまでは図書館資料を用いた調べものに用途を限定していたが、学習スペースやパソコンを使った調べものための電源の用意など利用者のニーズに合わせたスペースを確保するとともに認知度向上に努めていく。今後、来館利用が難しい方でも、いつでも、どこでも読書を楽しめるサービスとして令和6年度中に電子図書館サービスを開始する。 施設面では、中央館は、長寿命化検討対象としている。改修にあたっては、経年劣化の改善・設備機器更新により機能の維持に努め、内装リニューアルによる利用者快適性の確保を目指していく。また、子どもが利用しやすいスペースや自習室、交流スペースといった滞在空間の確保、図書館利用に障害のある方々へのサービス拠点の充実など、近年の利用者ニーズの変化に即した改修の可能性についても検討していく。

令和 6 年 第 1 回 市議会定例会における指摘事項等（生涯学習関係）

発言者	問題提起の場所	問題の要旨・指摘事項	答弁者	答弁の内容
池田としえ 議員	一般質問	個別施設計画で私達の街はどう変わる？ ・「日野市社会教育施設個別施設計画案」 図書館と中央公民館（若者の利用促進策） 今後の公民館行政及びそれを踏まえた中央公民館のあり方は？（特に若者の取り込み、不登校の子に対する支援等）	生涯学習担当参事	<p>・公民館の若い世代の利用に関しては、公民館運営審議会や利用者団体からもご意見をいただいております。「第2次日野市公民館基本構想・基本計画」においても課題として認識している。このことを踏まえ、大学生たちが公民館事業へ参加したり、子どもたちもゆるやかに利用者同士がつながれる事業として「子ども将棋指導対局」がその例である。今後も若い世代から意見を聴きながら、多世代が交流し、学びの循環が生まれる公民館を目指していく。</p> <p>・学校へ通いづらい子どもたちや、居場所を見つけづらい大人たちなどが増加していることを踏まえ、令和6年度から、多摩市と連携し、地域活動を行う市民とも協働しながら、多様な学びを体験できる「多様な学びの場構築事業」を行っていく。当事業は、学校へ通いづらい子どもたちの興味関心や特性をアセスメントするシステム等の構築と、自然や歴史、文化等の地域資源を活用しながら、市民と協働する子どもたちのための探求学習プログラムの企画・運営の二つから成り立っている。令和6年度には、アセスメントシステム等の構築と、日野市・多摩市の地域資源や協働できる地域団体等の調査を行い、探究学習プログラムの企画準備を行い、令和7年度以降は、探求学習プログラムを実施し、子どもたちが、様々な地域活動を行う市民との交流の中で、自分の興味のあることを発見してもらい、自分自身を掘り出し、そしてその能力を発揮し、自分に自信を持って今後の人生を過ごしてもらえよう、事業を進めていく。公民館では、これからも若い世代の方々に、社会教育の現場に関わってもらうことを促進し、子どもたちとその活動を支援する市民に寄り添う事業を継続していきたいと考えている。</p>
須崎貴寛 委員	予算特別委員会	多摩市と連携して行ってきた「たま学びテラス」の事業が今年度最終年を迎えるが、その成果と新たに「多様な学びの場構築業務委託料」について、引き続き多摩市と連携されていくのか？	中央公民館長	令和3年度から5年度まで、市長会の多摩島しょ広域連携活動補助金を活用し、日野市と多摩市の公民館が連携して、両市民の交流、お互いの市の社会資源を有効活用し、有意義な連携活動を行ってきた。3年間続けてきた実績を踏まえ、今度は学校へ通いづらい子供たちの居場所を見つけられるような支援をしていく等の事業を、さらに充実して行っていく方向で思惑が一致し、引き続き連携して行っていく。
須崎貴寛 委員	予算特別委員会	電子書籍開始にあたり、課題として書店で本が売れなくなる。売上減少に対して考えているところはあるか？	図書館長	令和5年度より「第4次日野市立図書館基本計画」に基づき事業を進めている。60年間で図書館を取り巻く環境や、市民の生活スタイルなどに大きな変化がみられるなか、どの時代においても、図書館は市民のくらしに役立つ、「いつでも、どこでも、誰にでも、なんでも」貸出し、市内全域において、すべての市民に開かれた、街の情報拠点としての役割を担いつつ、地域資料のデジタル化なども進めてきた。未利用者はデジタル資料のニーズが利用者よりも高いというアンケート結果もあり、来館利用が難しい方でも、いつでも、どこでも読書を楽しめるサービスとして、令和6年度中に電子図書館サービスを開始する。開始にあたり、紙の書籍も大切と考えているが、色々な課題も生じることと思う。寄せられたご意見に対しては、丁寧に対応していく。
田原 茂 委員	予算特別委員会	電子図書館サービスの具体的内容 ・タイトル数 ・障害者への配慮（読み上げ機能） ・周知方法	図書館長	<p>・タイトル数は、約2,500タイトルに加えて読み放題パックの提供により、実用書や児童書をメインに全部で5,000タイトルくらいを用意したい。</p> <p>・視覚障害者の方も利用できるよう、音声読み上げの対応をしている。コンテンツが読み上げに対応している場合は利用できる。電子図書館のホームページは読書バリアフリー法へ対応しており、また視覚障害者向け利用支援サイト（テキスト版）が無償で提供されている。</p> <p>・ホームページ、館内等への掲示、日野市立図書館 館報 ひろばへの掲載は、5月ころから行い、広報や市公式ラインでは、効果的な時期の7月が良いと考える。利用者・未利用者へ丁寧に対応していく。</p>

別表2

令和5年度 日野市一般会計補正予算（第11号）

教育費（歳出）

単位：千円

	補正前の額	補正額	合計	主な内容
教育総務費	2,775,856	▲ 201,347	2,574,509	
事務局費	737,785	▲ 70,350	667,435	公共施設マネジメント事業経費（庶務課） 委託料 公共施設劣化状況調査等業務委託料 ▲19,312 ICT活用教育推進運用経費（教育指導課） 使用料及び賃借料 パーソナルコンピュータ等借上料 ▲44,000 他
教育指導費	353,225	▲ 67,219	286,006	学校における働き方改革推進事業会計年度任用職員人件費（職員課） 報酬 会計年度任用職員報酬 ▲30,000 職員手当等 会計年度任用職手当等 ▲9,600 旅費 費用弁償 ▲3,000 個の状況に合わせた不登校支援経費（教育指導課） 報償費 支援員等謝礼 ▲328 校内別室指導補助員謝礼 ▲10,000 他
教育センター費	64,946	▲ 1,687	63,259	教育センター事業会計年度任用職員人件費（職員課） 報酬 会計年度任用職員報酬 ▲500 職員手当等 会計年度任用職手当等 ▲300 旅費 費用弁償 ▲30 学校生活相談事業会計年度任用職員人件費（職員課） 報酬 会計年度任用職員報酬 ▲100 職員手当等 会計年度任用職手当等 ▲300 旅費 費用弁償 ▲115他
教育支援費	255,211	▲ 21,502	233,709	リソースルーム事業会計年度任用職員人件費（職員課） 報酬 会計年度任用職員報酬 ▲5,000 職員手当等 会計年度任用職手当等 ▲1,000 旅費 費用弁償 ▲645 特別支援学級運営経費（発達・教育支援課） 報償費 学級指導講師謝礼 ▲250 臨時補助員謝礼 ▲160 中学校特別支援教育補助教員謝礼 ▲800他
放課後子ども育成費	1,357,150	▲ 40,589	1,316,561	※職員課、子育て課
小学校費	1,975,806	519,262	2,495,068	
学校管理費	779,185	▲ 117,830	661,355	学校施設管理経費（庶務課） 需用費 電気料 ▲110,978 委託料 トイレ清掃業務委託料 ▲3,368 建築設備定期点検業務委託料 ▲2,276 他
教育振興費	311,639	▲ 3,554	308,085	移動教室・修学旅行経費（教育指導課） 委託料 移動教室・修学旅行付添看護業務委託料 ▲1,290 使用料及び賃借料 八ヶ岳移動教室バス借上料 ▲1,265 負担金、補助及び交付金 八ヶ岳移動教室補助金 ▲81 日光移動教室兼修学旅行補助金 ▲237 他

要点を記載しています。詳細は市議会HPをご確認ください。

学校保健給食費	716,945	▲ 721	716,224	学校保健経費(学務課) 報償費 健康診断補助員謝礼 ▲250 委託料 尿検査業務委託料 ▲340 就学時健康診断業務委託料 ▲200 学校給食施設管理経費(学務課) 需用費 物品等修繕料 486 委託料 給食室換気扇及び清掃業務委託料 ▲50 他
学校建設費	168,037	641,367	809,404	施設整備管理経費(学校改良経費)(庶務課) 工事請負費 第七小学校トイレ改修工事 133,452 仲田小学校トイレ改修工事 134,137 施設整備管理経費(屋内運動場環境整備経費)(庶務課) 工事請負費 第四小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事 70,946 第六小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事 67,884 平山小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事 84,224 第八小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事 72,606 第七小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事 82,157 他
中学校費	1,049,674	▲ 87,282	962,392	
学校管理費	419,509	▲ 78,020	341,489	学校施設管理経費(庶務課) 需用費 電気料 ▲74,898 委託料 トイレ清掃業務委託料 ▲1,584 建築設備定期点検業務委託料 ▲931 他
教育振興費	224,125	▲ 2,301	221,824	移動教室・修学旅行経費(教育指導課) 負担金、補助及び交付金 修学旅行補助金 ▲860 より魅力ある学校にするプロジェクト経費(教育指導課) 報償費 学力向上支援者謝礼 ▲800 他
学校保健給食費	301,207	▲ 6,517	294,690	学校保健経費(学務課) 報償費 健康診断補助員謝礼 ▲250 委託料 尿検査業務委託料 ▲230 心臓病検診業務委託料 ▲660 学校給食施設管理経費(学務課) 需用費 施設修繕料 ▲4,650 他
学校建設費	104,833	▲ 444	104,389	施設整備管理経費(施設整備経費)(庶務課) 備品購入費 三沢中学校第二音楽室冷暖房機 ▲444
幼稚園費	941,477	▲ 75,434	866,043	
幼稚園費	169,425	▲ 2,572	166,853	市立幼稚園運営会計年度任用職員人件費(職員課) 報酬 会計年度任用職員報酬 ▲1,500 職員手当等 会計年度任用職手当等 ▲350 旅費 費用弁償 ▲700 市立幼稚園施設管理経費(庶務課) 需用費 電気料 ▲227 委託料 建築設備定期点検業務委託料 ▲383 他
幼児教育援助費	769,437	▲ 72,862	696,575	※保育課
社会教育費	1,145,512	▲ 10,450	1,135,062	
社会教育総務費	107,319	▲ 2,374	104,945	成年記念事業経費(生涯学習課) 委託料 動画作成・配信等業務委託料 ▲660 地域学校協働活動推進事業経費(生涯学習課) 報償費 コーディネーター謝礼 ▲290 学習支援員謝礼 ▲294他
文化財保護費	17,470	▲ 494	16,976	文化財保護経費(ふるさと文化財課) 負担金、補助及び交付金 市指定文化財補助金 ▲320 他

要点を記載しています。詳細は市議会HPをご確認ください。

郷土資料館費	69,562	▲ 242	69,320	古文書等保存活用事業経費（ふるさと文化財課） 報償費 古文書等歴史資料整理編集委員会委員謝礼 ▲10 古文書等整理調査活動謝礼 ▲70 他
公民館費	92,433	▲ 1,581	90,852	中央公民館運営経費（公民館） 需用費 電気料 ▲752 上下水道料 ▲220 他
図書館費	676,261	▲ 5,341	670,920	図書館経費（一般運営経費）（図書館） 委託料 図書館資料等搬送業務委託料 ▲1,936 図書館整備経費（図書館） 需用費 日野図書館漏水対策修繕料 ▲1,042 他
文化振興費	182,467	▲ 418	182,049	※文化スポーツ課
体育費	309,898	▲ 8,715	301,183	
体育総務費	81,576	▲ 1,123	80,453	※職員課、文化スポーツ課
市民グラウンド費	70,293	▲ 92	70,201	※文化スポーツ課
体育館費	139,575	▲ 7,500	132,075	※文化スポーツ課
教育費計	8,198,223	136,034	8,334,257	

■令和6年度 日野市一般会計予算（教育費）

別表3

	予算額 (千円)	令和5年度予算額 (当初) (千円)	増減率 (%)	内訳 (千円)
1 教育総務費	3,132,222	2,704,665	15.8	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会費 7,548 ・事務局費 752,964 ・教育指導費 521,309 ・教育センター費 82,702 ・教育支援費 324,768 ・放課後子ども育成費 1,442,931
2 小学校費	3,105,512	1,954,348	58.9	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理費 683,322 ・教育振興費 294,517 ・学校保健給食費 811,955 ・学校建設費 1,315,718
3 中学校費	947,685	1,042,987	▲ 9.1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理費 370,409 ・教育振興費 218,125 ・学校保健給食費 346,399 ・学校建設費 12,752
4 幼稚園費	928,724	887,027	4.7	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園費 181,599 ・幼稚園保健費 2,607 ・幼児教育援助費 744,518
5 社会教育費	1,000,603	1,148,620	▲ 12.9	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育総務費 104,605 ・文化財保護費 18,260 ・郷土資料館費 75,108 ・公民館費 97,800 ・図書館費 576,389 ・文化振興費 128,441
6 体育費	364,360	312,215	16.7	<ul style="list-style-type: none"> ・体育総務費 121,452 ・市民プール費 21,084 ・市民グラウンド費 76,254 ・体育館費 145,570
合計	9,479,106	8,049,862	17.8	前年度比 1,429,244千円増

報告事項第2号

令和5年度就学援助申請者数及び認定者数

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

令和5年度 就学援助申請者数及び認定者数

令和5年度申請分

(単位:人)

	申請者計			要保護・準要保護認定						否認定		
	小学校	中学校	計	要保護			準要保護			小学校	中学校	計
				小学校	中学校	計	小学校	中学校	計			
4月～5月	877	587	1,464	73	40	113	730	505	1,235	74	42	116
6月	17	8	25	-1	0	-1	17	7	24	1	1	2
7月	5	2	7	0	0	0	3	2	5	2	0	2
8月	14	6	20	-3	-2	-5	17	8	25	0	0	0
9月	22	6	28	5	0	5	18	3	21	1	1	2
10月	10	5	15	2	0	2	8	4	12	0	0	0
11月	5	3	8	1	1	2	3	1	4	1	1	2
12月	14	1	15	-2	1	-1	14	0	14	2	0	2
1月	7	0	7	1	0	1	6	0	6	0	0	0
2月	7	1	8	2	0	2	3	2	5	2	0	2
3月	5	1	6	0	0	0	5	1	6	0	0	0
合計	983	620	1,603	78	40	118	824	533	1,357	83	45	128

※マイナスで表記されているものは、一度否認定で決定した後、家計急変などで再審査を行い認定に転じたもの。

参考(過年度データ:各年度末時点)

	申請者計			要保護・準要保護認定						否認定		
	小学校	中学校	計	要保護			準要保護			小学校	中学校	計
				小学校	中学校	計	小学校	中学校	計			
令和4年度	1,026	583	1,609	67	41	108	871	507	1,378	88	35	123
令和3年度	1,082	645	1,727	64	44	108	946	558	1,504	72	43	115
令和2年度	1,040	607	1,647	64	40	104	884	514	1,398	92	53	145
令和元年度	1,043	636	1,679	63	48	111	896	542	1,438	84	46	130
平成30年度	1,054	670	1,724	56	46	102	917	577	1,494	81	47	128
平成29年度	1,085	748	1,833	55	49	104	950	645	1,595	80	54	134
平成28年度	1,124	763	1,887	60	47	107	985	665	1,650	79	51	130

報告事項第3号

要綱の制定及び改廃の報告（令和6年1月～令和6年3月）

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

要綱制定改廃一覧
(令和6年1月1日～令和6年3月31日制定・改廃分)

NO	要綱の名称	適用日	制定・改廃の理由 ※議案に記載するため、詳細に記載をお願いします
1	日野市立学校施設の開放に関する要綱	令和6年1月1日	日野市立学校施設開放（五小ホール及び南平小会議室）の予約手続をWeb上で受け付ける形式に変更したため
2	日野市チャレンジクラス入退級審査会設置要綱	令和6年3月4日	令和6年4月から開設する三沢中学校チャレンジクラスにおいて、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援をするため、日野市チャレンジクラス入退級審査会の設置について必要な事項を定めるもの。

報告事項第4号

日野市立小中学校における医療的ケアのガイドライン策定について

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

**日野市立学校における
医療的ケアの実施に関するガイドライン**

**令和6年3月
日野市教育委員会**

目次

1 本ガイドラインの目的	1
2 医療的ケアとは	1
3 医療的ケアについての市の考え方	1
4 学校における医療的ケアの範囲	1
(1) 学校における医療的ケアの内容	
(2) 校外での医療的ケア	
(3) 医療的ケアを行う条件	
(4) 学校における医療的ケアの実施者	
5 対象者	2
6 実施の手続き	3
(1) 実施決定までの流れ	
(2) 実施に向けた合意形成のあり方	
(3) 早期からの支援検討	
7 実施体制	5
(1) 校内体制の構築	
(2) 医療的ケア実施計画の作成	
(3) 継続した支援体制	
8 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担	5
(1) 教育委員会	
(2) 学校	
(3) 保護者	
(4) 主治医	
(5) 学校看護師（医療的ケア看護職員）	
(6) 学校医	
9 安全管理	8
(1) 緊急時マニュアルの作成	
(2) ヒヤリハット事例の共有	
(3) 事故への対応・検証	

様式A 医療的ケア依頼書

様式B 日野市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書

様式C 医療的ケア実施に関する計画書

様式D 日野市立学校における医療的ケア解除指示書

様式E 令和 年度医療的ケア実施記録表

参考様式 事故報告書

参考様式 緊急時マニュアル

参考様式 ヒヤリハット報告書

参考資料 日野市教育委員会医療的ケア運営協議会設置要項

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、日野市立小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示すものです。

日野市立幼稚園に医療的ケア児が在籍する場合は、本ガイドラインの基本的な考え方を参考にするものとします。

2 医療的ケアとは

「医療的ケア」とは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指します。なお、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まないとされています。

3 医療的ケアについての市の考え方

・市および学校は、医療的ケア児の就学に当たり、どの学校においても、保護者・医療的ケア児本人が希望する学校で医療的ケアを安全に行うための体制整備に努めます。

・知的障害や肢体不自由などの障害のある医療的ケア児については、障害の程度や状況に応じて、その子どもにとって最も適切と考えられる就学先を、就学相談委員会等での検討を踏まえ、市として提案します。

ただし、就学先については保護者・医療的ケア児本人の希望を最大限尊重し、市の判断と異なる場合であっても、市と学校が協力し、校内で医療的ケアを安全に行うよう配慮します。

・市及び学校は、教員や児童・生徒の医療的ケアに対する理解を深める取組を推進します。

4 学校における医療的ケアの範囲

(1) 学校における医療的ケアの内容

学校における医療的ケアは、保護者からの依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て実施することとします。

学校で実施する医療的ケアの範囲は、安全で安定的に実施できる内容とし、保護者、主治医、在籍学校、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）等の協議により個別に決定します。

(2) 校外での医療的ケア

遠足や社会科見学等校外学習における医療的ケアの実施は、校内での実施に比べリスクが大きく、医療的ケア以外に緊急時対応の必要が生じることも想定されるため、その活動ごとに慎重に検討・判断し、医療的ケア児の活動への参加やケアの内容を決定します。なお、医療的ケアの実施者の確保が難しい等の事情により参加できないことがある他、宿泊が伴う学習については、原則、保護者が付き添いこととします。

医療的ケア児本人の体調の変化や医療的ケア内容の変更により、学校における医療的ケアを休止又は中止することがあります。

(3) 医療的ケアを行う条件

- ・ 学校生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであること。
- ・ 医療的ケアについて主治医の詳細な指示書があること。

【実施できない事項】

- ・ 医療的ケアの内容変更や臨時的な対応
(例：体調が悪いため普段は行っていない薬液注入をする など)

(4) 学校における医療的ケアの実施者

- ・ 医療的ケア児が在籍する学校に対し、教育委員会は学校看護師（医療的ケア看護職員）を派遣・配置し、学校看護師（医療的ケア看護職員）が医療的ケアを実施します。
- ・ ただし、医療的ケアの内容等によって、認定特定行為業務従事者として認定を受けた介護職員が行う場合もあります。
- ・ 学校看護師（医療的ケア看護職員）以外の教職員（以下「教職員」とする）は医療的ケアを行うことはできません。
- ・ 学校生活において適宜必要なケアを行えるよう、必要に応じて学校看護師（医療的ケア看護職員）が付き添うことができるよう配慮します。
- ・ 万が一学校看護師（医療的ケア看護職員）を派遣・配置できない場合は、医療的ケアの実施については保護者に協力をお願いすることがあります。

5 対象者

- ・ 一定期間在宅経験があり、家族が医療的ケアを十分理解していること、また病状が安定し、家庭で日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われていることが必要です。

・学校で実施する医療的ケアの対象者は、障害の状態や医学的見地からの意見等を踏まえ、学校での受け入れが可能と教育委員会が判断し、学校における医療的ケアの実施内容及び医療的ケアの状況を踏まえた学習活動の計画について保護者が合意した医療的ケア児とします。

・学校設備や支援体制等の状況から、医療的ケア児の住所を通学区域とする学校での受け入れができない場合があります。その場合、受け入れ可能な学校への指定校変更等による就学を検討します。

6 実施の手続き

(1) 実施決定までの流れ

学校における医療的ケアの実施を依頼しようとする保護者は、教育委員会の相談（入学に向けては就学相談）を経て、就学相談委員会等での審議結果による必要な支援等に関する教育委員会の提案を受けることが必要です。

(2) 実施に向けた合意形成のあり方

・保護者から学校における医療的ケア実施の希望が示された際には、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容、自立に向けての指導内容等も十分に説明したうえで、学校で実施する医療的ケアの範囲や、学校と保護者、主治医をはじめとするさまざまな関係者の協力と協働によって安全で適切な医療的ケアが行われることについて、教育委員会が説明し、理解が得られるようにします。

・主治医や保護者等と学校との間で考え方が異なる場合、学校、保護者、主治医、教育委員会等による協議の場を設け、合意形成に努めることとします。

(3) 早期からの支援検討

保護者の理解と協力の下、就学前の幼稚園・保育園等と医療的ケア児及び園での受け入れ体制や医療的ケアの実践方法等を情報共有し、学校における医療的ケアの実施が確実かつ円滑にできるよう努めます。

医療的ケア実施の手続き

時期の目安

入学前年の8月までに申し込み。施設修繕を伴う場合は前々年の8月までに申し込み

前年の7月から当年1月ころ

就学先決定後

入学後

- 保護者から教育委員会発達・教育支援課へ電話申込み（就学相談・転学相談）
- 保護者が就学相談員、保健師等と面談、「医療的ケア依頼書（様式A）」を教育委員会へ提出
- 教育委員会による幼児・児童・生徒の行動観察及び医療的ケアの検討
園等で実施している医療的ケアの内容に関すること等の聞き取り、学校でも実施可能かどうかについて検討する。
- 就学相談委員会等での決定を保護者へ提案、就学先の決定
- 主治医訪問（指示書作成依頼）
保護者、就学先学校、教育委員会が主治医を訪問し、保護者は「日野市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書（様式B）」の作成を依頼する。
- 指示書の提出
保護者は主治医より受け取った指示書を確認し、学校に提出する。学校は教育委員会へ写しを提出する。
- 学校における指示書内容の確認（医療的ケア校内委員会）及び「医療的ケア実施に関する計画書（様式C）」の作成
校長の指示のもと、学校看護師（医療的ケア看護職員）は、指示書に基づき医療的ケア実施に関する計画書（様式C）を作成
- 医療的ケア実施に関する計画書に対する保護者同意及び保護者からのレクチャー
保護者は計画書の内容について学校から説明を受け、同意書に署名をする。学校は計画書の写しを教育委員会に提出する。学校看護師（医療的ケア看護職員）は入学後必要な期間（概ね最長1カ月程度）、保護者より医療的ケアの手技・手順のレクチャーを受ける。
- 医療的ケアの実施
学校看護師（医療的ケア看護職員）は計画書に基づき、医療的ケアを実施。実施した医療的ケアは「医療的ケア実施記録表（様式E）」記録しておき、保護者等と密に連携をとる。
- 医療的ケアの実施内容を変更又は解除する場合
保護者は学校にその旨を相談する。必要に応じて保護者とともに学校、教育委員会は主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の指導を受け、医療的ケア実施に関する計画書（様式C）を更新する。
医療的ケアを解除する場合は医療的ケア解除指示書（様式D）を主治医から受け、終了する。

年度毎に指示書の提出を受け実施

7 実施体制

(1) 校内体制の構築

・医療的ケアを安全に進めるとともに発生した課題等に対応するため、学校は、医療的ケア校内委員会を設置し、定期的、または必要に応じて開催します。

・医療的ケア校内委員会は、学校管理職、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教職員、保護者、学校看護師（医療的ケア看護職員）、教育委員会等で構成し、検討等の内容に合わせて必要な委員を招集し開催します。その他必要な関係者の出席を求めることもできます。校内支援委員会等を活用するなど、効率的な運営に努めます。

医療的ケアの開始、医療的ケア児の状態変化により医療的ケア内容に変更がある場合や、校外活動等への医療的ケア児の参加方法等について協議が必要な場合は、必ず医療的ケア校内委員会を開催します。

・医療的ケア校内委員会の開催に際しては、できるだけ前もって、協議する案件についての主治医の見解を得ておくようにします。また、必要に応じて主治医等を招くことも検討します。

・学校における医療的ケアの開始や医療的ケア内容に変更がある場合は、学校は保護者了承のもと学校医に情報提供を行い、学校医は必要に応じて学校保健に関する助言を行います。

(2) 医療的ケア実施計画書の作成

・医療的ケアの実施にあたっては、主治医からの指示書に基づいた医療的ケア実施計画書を学校の協力を得て学校看護師（医療的ケア看護職員）が作成し、保護者に確認します。

・医療的ケア実施計画書には、対象となる医療的ケア児のケアの流れと内容を記載することとし、緊急時マニュアルとともに綴って随時確認できるよう、学級担任及び学校看護師（医療的ケア看護職員）等が所定の場所に保管します。

・校外活動等への参加の際には、そのために取り決めた内容を医療的ケア実施計画書に盛り込み、学級担任及び学校看護師（医療的ケア看護職員）等が確認できるように所定の場所に保管します。

(3) 継続した支援体制

・医療的ケアの実施体制については、かしのきシート（個別の教育支援計画）に記載し、進級、進学時等に関わる関係者が変わっても、安全で適切な医療的ケアが行われるよう努めます。

8 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担

(1) 教育委員会

・学校における医療的ケア実施に係るガイドライン等の策定と改訂

- ・学校における医療的ケア実施の決定
- ・医療的ケア実施のための校内環境整備等に係る予算措置
- ・医療的ケアを実施する学校看護師（医療的ケア看護職員）の配置と予算措置
- ・学校における医療的ケア実施体制説明資料（リーフレット等）の作成と広報
- ・医療的ケアを実施する学校と特別支援学校の連携支援
- ・学校教職員及び学校看護師（医療的ケア看護職員）の研修会・講習会の計画と実施
- ・関係機関との医療的ケア児に関する連携

（２）学校

ア 校長

- ・学校における医療的ケアの総括
- ・各教職員の役割分担の明確化
- ・医療的ケア実施のための校内環境の整備
- ・医療的ケアに関する校内組織の設置と運営
- ・医療的ケアのための外部を含めた連携体制の構築
- ・学校看護師（医療的ケア看護職員）の服務監督・勤務管理
- ・校外活動等への参加の判断
- ・緊急時の体制整備
- ・医療的ケア実施計画書及び緊急時マニュアルの作成
- ・医療的ケアの実施計画や報告に関する書式等の作成と提出

イ すべての教職員

- ・医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ・医療的ケアに必要な衛生環境の理解
- ・医療的ケア児の学級担任との情報共有
- ・医療的ケア児の日常的な状況把握と必要な場合の支援
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の協力
- ・医療的ケア実施計画書・緊急時マニュアル作成への協力

ウ 養護教諭及び特別支援教育コーディネーター

（上記「イ すべての教職員」に加え）

- ・学校保健（保健教育、保健管理等）の中での医療的ケアの位置づけ
- ・医療的ケア児の健康状態の把握
- ・医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・主治医、学校医等との連絡・報告
- ・学校看護師（医療的ケア看護職員）と教員との連携支援
- ・学校医療的ケア委員会の招集及び運営

エ 学級担任

(上記「イ すべての教職員」に加え)

- ・ 医療的ケア児の日常の健康状態の把握と養護教諭・学校看護師（医療的ケア看護職員）との共有
- ・ 医療的ケア実施に係る日次スケジュールの把握と養護教諭・学校看護師（医療的ケア看護職員）との共有

(3) 保護者

- ・ 学校における医療的ケアの内容及び実施体制の理解
- ・ 学校との連携・協力
- ・ 緊急時の連絡手段の確保
- ・ 定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）
- ・ 医療的ケア児の健康状態の報告
- ・ 医療的ケアに必要な医療器具等の準備と管理
- ・ 緊急時の対応（保護者が来校できない場合の代理人の指定を含む）
- ・ 学校と主治医との連携体制の構築への協力
- ・ 医療的ケア実施計画書・緊急時マニュアル作成への協力

(4) 主治医

- ・ 医療的ケア児本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ・ 緊急時に係る指導・助言
- ・ 個別の手技に関する学校看護師（医療的ケア看護職員）への指導
- ・ 学校への情報提供（学校医との連携、学校看護師（医療的ケア看護職員）や教職員との連携、主治医訪問など）
- ・ 医療的ケア実施計画書・緊急時マニュアル作成への指導・助言
- ・ 保護者への説明

(5) 学校看護師（医療的ケア看護職員）

- ・ 医療的ケア児のアセスメント
- ・ 医療的ケア実施計画書の作成
- ・ 緊急時マニュアルの作成への助言
- ・ 医療的ケア実施に係る日次スケジュールの管理
- ・ 医療的ケア児の健康管理
- ・ 医療的ケアの実施
- ・ 医療的ケアの記録・管理・報告
- ・ 必要な医療器具・備品等の管理

- ・教職員・保護者との情報共有
- ・ヒヤリ・ハット等事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の対応
- ・医療的ケアに関する学校への巡回相談

(6) 学校医

- ・学校における医療的ケア児を含む学校保健に関する指導・助言
- ・主治医との情報共有

9 安全管理

(1) 緊急時マニュアルの作成

- ・保護者、主治医の協力を得て、医療的ケア児の急変、医療的ケアに関わる事故発生時、災害・火災発生時等個別の事案について学校は、緊急時マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。
- ・学校での避難訓練の際には、緊急時マニュアルに沿った訓練を行います。

(2) ヒヤリハット事例の共有

- ・学校は、医療的ケア児に関するヒヤリハット事例を教育委員会に報告するとともに、校内で定期的に共有することとします。

(3) 事故への対応・検証

- ・学校は、医療的ケアに関わる事故等が発生した場合は、速やかに対応を図るとともに教育委員会に報告します。
- ・学校は、経過記録を作成して関係者間での情報共有と検証を行い、再発防止に取り組みます。

様式 A

医療的ケア依頼書

年 月 日

(宛先) 日野市教育委員会

住所 _____
保護者氏名 _____ 続柄 _____
連絡先 _____

学校生活において、主治医の許可される範囲で医療的ケアを依頼します。
医療的ケアの実施にあたり在籍校、就学予定校、主治医と情報共有することに同意します。

ふりがな 氏名		年 組	年 月 日生
在籍校			
手帳	種類	度数・級数	
医療等 について	医療機関名： 主治医名：		
	診断名等：		
	服薬： (朝・昼・夕・晩)		
学校生活における医療的ケアの内容			
緊急時の対応			

様式B

日野市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書

年 月 日

(宛先) 日野市立 学校長

住所 _____

医療機関名 _____

主治医名 _____

連絡先 _____

下記児童・生徒に対し、学校生活において、看護師資格を有する職員に主治医の指示の範囲に限って実施させることを承諾します。

ふりがな 氏名		年 組	年 月 日生
在籍校			
医療等について	診断名等：		
	服薬： (朝・昼・夕・晩)		
指示期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで (原則年度末まで)		
学校生活における医療的ケアの内容			
学校生活上の留意事項			
緊急時の対応			

上記の指示内容について同意します。

年- 63 - 月

日 保護者氏名

様式C

医療的ケア実施に関する計画書

年 月 日

(宛先) 日野市教育委員会

日野市立

学校長

(自署又は公印)

ふりがな 氏名		年 組	年 月 日生
医療等について	医療機関名：		
	主治医名：		
	診断名等：		
	服薬： (朝・昼・夕・晩)		
計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで (原則年度末まで)		
学校生活における医療的ケアの内容・頻度			
実施場所			
必要物品			
実施内容の詳細		実施上の留意事項	
学校生活上の留意事項			

上記の計画内容について同意します。

年 月 日 保護者氏名

様式D

日野市立学校における医療的ケア解除指示書

_____年 ____月 ____日

(宛先) 日野市立 _____ 学校長

住所 _____

医療機関名 _____

主治医名 _____

連絡先 _____

学校における医療的ケアの指示を解除します。

ふりがな 氏名		年 組	年 月 日生
在籍校			
医療等について	診断名等：		
	服薬： (朝・昼・夕・晩)		
解除理由			
学校生活上の留意事項			
緊急時の対応			

上記の指示内容について同意します。

_____年 ____月 ____日 保護者氏名

様式 E

令和 年度医療的ケア実施記録表

学校名 _____

対象者名 _____

月	日	曜日	時刻	実施内容	観察・引継ぎ事項	実施者	確認

令和〇年〇月〇日

日野市教育委員会教育長 様

学校名 日野市立〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇

公印

事故報告書

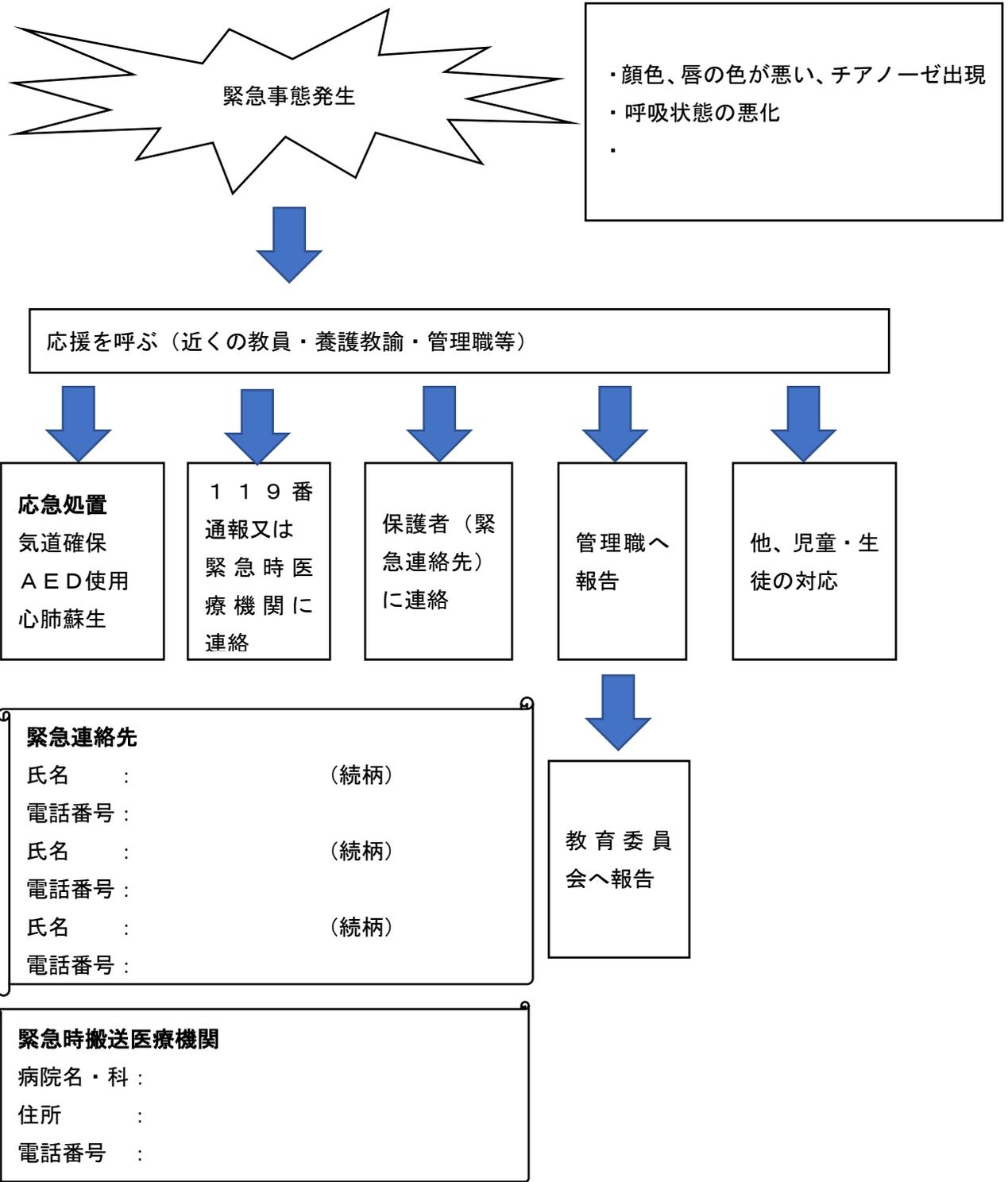
このことについて下記のとおり報告します。

- 1 事故の種類
- 2 発生日時
- 3 発生場所
- 4 管理の内外 (管理下・管理外)
- 5 教育委員会への第1報の日時・報告者
- 6 当事者名・関係者名・保護者名・担任名等
①当事者名 ②学年・組 ③生年月日・性別 ④住所 ⑤保護者名
⑥担任名
- 7 発生の状況
- 8 対応措置
- 9 校長の見解
- 10 報道の有無 (有 ・ 無)
- 11 添付資料

参考様式

緊急時マニュアル

氏名（ふりがな）		年 組	年 月 日生
予想される緊急状況・症状 （事故・急変・災害時等）	対処方法		



参考様式

年 月 日

ヒヤリハット報告書

学校名 日野市立〇〇〇学校

校 長 〇 〇 〇 〇

児童・生徒氏名	
発生日時	
発生場所	
ヒヤリハットの 内容	
対応状況	
再発防止策	

日野市教育委員会医療的ケア運営協議会設置要項

(目的)

第1条 学校が安心・安全に医療的ケア児を受け入れることができるようにするため、医療的ケア児に関する総括的な管理体制を構築することを目的として日野市教育委員会医療的ケア運営協議会（以下「運営協議会」という）を設置する。

(検討内容等)

第2条 検討すべき項目は以下のとおりとする。

- 1 学校における医療的ケアへの対応の在り方などを示したガイドラインの作成
- 2 新たに対応が求められる医療的ケアの取り扱いに関する事項

(組織)

属性	委員	所属等
保健・医療の関係者	常松 健一郎	日野市立病院
保健・医療の関係者	柴田 三奈子	株式会社ラピオン
保健・医療の関係者	倉下 美和子	東京都保健医療局南多摩保健所
指定特定相談支援事業所	天沼 暢浩	株式会社日本エルダリーケアサービス なごみ在宅介護サービス日野
教育の関係者	泉 慎一	八王子東特別支援学校
教育の関係者	小島 幸子	日野第四中学校
教育の関係者	佐藤 美德	滝合小学校
教育の関係者	間瀬 利恵	日野第一小学校
市職員	小宮 広子	第四幼稚園
市職員	高原 洋平	障害福祉課（課長職）
市職員	飯倉 直子	子育て課（課長職）
市職員	村田 幹生	教育部（部長職）
市職員	馬場 章夫	教育指導課
市職員	釜堀 亜矢子	庶務課（課長職）
市職員	成澤 綾子	学務課（課長職）

第3条 運営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、運営協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明等を聴くことができる。

(期間)

第4条 設置期間は、令和5年8月25日から令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育部発達・教育支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要項の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年8月25日から施行する。

日野市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン
令和6年3月作成
日野市教育委員会

19

報告事項第5号

日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（令和5年10月～令和6年3月）

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年4月11日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

令和5年度 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(10月～3月)

No.	実施団体名	事業名	目的・内容	実施場所	実施日(開始～終了)		共催・後援	承認日
1	どうぶつ愛護活動隊Kyueen	「小さな命の写真展IN日野 2023年秋」&「保護わん保護にゃん写真展」	動物愛護精神の普及啓発活動を通じ、人と動物が共生する社会を実現する	とよだ市民ギャラリー	令和5年11月21日	令和5年11月26日	後援	令和5年10月2日
2	平山季重まつり実行委員会	第17回平山季重まつり	平山出身の源平の勇将である平山季重に関連する歴史資源と浅川や七生丘陵などの自然資源を有する平山地区の特徴を活かした観光まちづくりを推進するとともに、まつり・イベントを通して平山地区の商業振興及びコミュニティの更なる活性化を図る。	平山季重ふれあい館・ひらやまマルシェ	令和5年10月22日	令和5年10月22日	後援	令和5年10月13日
3	令和5年度多摩・島しょ子ども体験塾日野市・八王子市共同事業実行委員会	たにぞうファミリーコンサート	子どもから大人まで親しめる事業として「たにぞうファミリーコンサート」を行い、参加した親子に感動体験を提供する。コンサートではプロが演出する本格的なステージに子どもたちも参加してもらうなど「本物体験」の機会を設け、子どもの心に大きな感動と夢を与え、豊かな感性を育み、また、親子で参加することで、情緒や親子の結びつきを育む。	ひの煉瓦ホール(日野市民会館)大ホール	令和6年1月28日	令和6年1月28日	後援	令和5年10月13日
4	中央大学学友会文化連盟音楽研究会吹奏楽部	中央大学学友会文化連盟音楽研究会吹奏楽部「第66回定期演奏会」	「地元で愛されるバンド」を目指し、日野市や八王子市をはじめとする近隣地域の皆様に「吹奏楽」を気軽に親しんで頂くことで、吹奏楽という音楽ジャンル及び文化の発展に貢献すること。	J.comホール八王子	令和5年12月26日	令和5年12月26日	後援	令和5年10月16日
5	公益財団法人社会教育協会	公益財団法人社会教育協会附属市民の社会教育研究所2023年度総会研究会兼協会設立100周年イベント『『人が育つ社会』を実現するためにできること～デンマーク視察から学んだことを手がかりに～』	デンマークでは生まれたときからデモクラシー＝民主主義が育まれるとされている。ちいさなころから自己決定が尊重される経験を積み、学びや対話を通して自立した人間が育まれる環境が存在している。本企画は、1990年代から継続しているひの社会教育センターの事業であるデンマーク視察に着目し、2023年5月に開催された視察の参加者が見聞したもの、学んだことを深掘りするなかで、真に「人が育つ社会」を実現するために私たちが学ぶべきものを考えていく。	日野社会教育センター301・302研修室	令和5年11月12日	令和5年11月12日	後援	令和5年10月19日
6	公益社団法人日野法人会	公益社団法人日野法人会長杯争奪日野市少年サッカー大会を兼ねた税金教室	地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する事業として、将来を担う小学生を対象とした租税教育を支援、実施する。	北川原公園グラウンド	令和5年11月23日	令和5年11月23日	後援	令和5年10月26日
7	東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会	令和5年度薬物乱用防止ポスター・標語展示会(中学生による)	薬物乱用防止の啓発	ひの社会教育センター ロビー	令和5年12月7日	令和5年12月26日	後援	令和5年10月31日
8	帝京大学大学院教職研究科(教職大学院)	第15回 帝京大学教職大学院フォーラム～子どもを見つめて～テーマ「不登校の理解と支援」～多様で適切な教育機会を保障するために～	理論と実践の融合や教育と医療との連携を特色とする本学教職研究科が、日頃の教育実践や研究成果を教育関係者へ公開するとともに、学校現場での実践や悩み等を共有することにより、教職員の資質の向上に資することを目的とする。	帝京大学八王子キャンパス 小ホール	令和5年12月2日	令和5年12月2日	後援	令和5年10月31日
9	公益財団法人日本バスケットボール協会	2023年度 第4回全国U15バスケットボール選手権大会	バスケットボール競技普及及び地域スポーツ振興の為。	武蔵の森総合スポーツプラザ メインアリーナ・サブアリーナ	令和6年1月4日	令和6年1月8日	後援	令和5年11月9日
10	一般社団法人プレイキッズシアター	く演劇教育ワークショップ+ミニ発表会 >想像力であそぼう「もしも、ワールド」	年長～小学2年を対象に、シアターゲームや表現あそびのワークショップを通してお話作りに取り組み、最終日にミニ発表会を保護者や知人向けに実施する。自主性、発想力、自己肯定感を育むことを目指す。	日野市中央福祉センターなど公共施設	令和6年1月14日	令和6年1月28日	後援	令和5年11月2日
11	こどもまなびBASE Hino	親子で参加！ふせんをベタベタ考えるスイッチが入るワークショップ まんがのストーリーをつくろう！	親子と一緒に手を動かし体感しながら「考える方法」を学ぶ	ひの社会教育センター 研修室203	令和5年12月2日	令和5年12月2日	後援	令和5年11月9日
12	こどもまなびBASE Hino	夢！自分！発見プログラム 親子で発見！！わくわくエンジン®ワークショップ	親子を対象にキャリア教育プログラムを実施します。子どもは自分の内発的動機に気づき、保護者はわが子とのコミュニケーションを深化させ、子どもの「すき」を理解し応援する視点に気づくことにより、子どもたちが主体的に成長していくことができる土台を醸成します。	PlanT 多摩平の森産業連携センター イベントスペース	令和5年12月3日	令和5年12月3日	後援	令和5年11月9日
13	こどもまなびBASE Hino	わからないのはこわくない「？」と仲良くなるワークショップ～絵や見出しから問いをつくろう～	親子と一緒に手を動かし体感しながら「質問を作る方法」を学ぶ	ひの社会教育センター 研修室203	令和5年12月2日	令和5年12月2日	後援	令和5年11月9日

令和5年度 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(10月～3月)

14	震災支援実行委員会(ひの社会教育センター賛助会)	「忘れていないよ ふくしま」2024	東日本大震災の出来事を、見る、聞く、知ることを未来に語り継ぐこと。	ひの社会教育センター、七生公会堂	2024年1月28日	2024年3月17日	後援	令和5年11月9日
15	株式会社 中広	お仕事ノート日野・多摩・稲城市版 2024年度版	地域の産業、企業を紹介する冊子を制作することで、小学生自らが生活する地域を知りながら、未来を描くキャリア教育をアシストします。	稲城市・日野市・多摩市内、小学校・義務教育学校	2024年1月31日	2025年12月31日	後援	令和5年12月19日
16	日野市産業スポーツ部都市農業振興課	第20回都市農業シンポジウム	農業振興計画における農業振興施策のひとつである「農業の担い手づくり」として、認定農業者制度を支援し、農業経営に対して意欲的に取り組む農業者を育成するため、都市農業シンポジウムでの講演・パネルディスカッションを実施することで、多くの認定農業者の方に経営改善への意欲を引き出すきっかけとする。	七生公会堂	2024年2月3日	2024年2月3日	共催	令和5年11月21日
17	八王子市ボウリング連盟	第29回 初心者向け 健康ボウリング教室	ボウリングの普及と地域の皆様の健康促進を図ること	SAP日野ボウル	2024年1月26日	2024年3月19日	後援	令和5年11月21日
18	社会福祉法人 東京光の家	第27回手さぐりの作品展 Reborn (再生)×リボン～未来へつなぐ～	視覚障害と他の障害を併せ持つ盲重複障害者と知的障害者が制作した感性豊かな作品の数々を、広く一般の方々に手に触れてご鑑賞いただき、障害の理解につなげる。	イオンホール多摩平の森 3F イオンホールA	2024年3月1日	2024年3月3日	後援	令和5年12月8日
19	こどもまなびBASE Hino	親子で参加！ふせんをベタベタ 考えるスイッチが入るワークショップ まんがのストーリーをつくろう！	親子と一緒に手を動かし体感しながら「考える方法」を学ぶ	ひの社会教育センター 研修室203	令和6年1月28日	令和6年1月28日	後援	令和5年12月6日
20	こどもまなびBASE Hino	わからないのはこわくない「？」と仲良くなるワークショップ ～絵や見出しから問いをつくろう～	親子と一緒に手を動かし体感しながら「質問を作る方法」を学ぶ	ひの社会教育センター 研修室203	令和6年1月28日	令和6年1月28日	後援	令和5年12月6日
21	「GAMA月桃の花」上映実行委員会	「GAMA月桃の花」上映会	戦争の記憶を風化させないために	日野市七生公会堂	令和6年2月4日	令和6年2月4日	後援	令和5年12月14日
22	旅するコンサート実行委員会	旅するコンサート③ ラ・セーヌ・ミュージカル	パリで経験を積んできた音楽家によるクラシック音楽と舞台音楽の出会いを創造。親子で参加できて、異国の雰囲気を楽しめる、新たな音楽の発見の場をつくります。	Tree HALL	令和6年3月3日	令和6年3月3日	後援	令和5年12月14日
23	NPO法人日野子ども劇場	中川美保サクソフォンコンサート	音楽鑑賞を通じて子どもや大人の豊かな感性を育てる	日野市万願寺4-19-2 多摩友の家	令和6年2月11日	令和6年2月11日	後援	令和5年12月27日
24	NPO法人日野子ども劇場	～おいでよわくわくひろばへ～第12回文化芸術体験ひろば	あそびや体験を通して、子どもたちが持っている創造的な可能性を引き出す	日野市民の森ふれあいホール コミュニティールーム1	令和6年5月19日	令和6年5月19日	後援	令和5年12月27日
25	NPO法人日野子ども劇場	人形劇「おいしいのぼうけん」	舞台鑑賞を通じて子どもや大人の豊かな感性を育てる	日野市民の森ふれあいホール コミュニティールーム1	令和6年6月1日	令和6年6月1日	後援	令和5年12月27日
26	いきいき・ふれあい塾	日野市モーニング・フォーラム	市民のために開かれた生涯学習の場	日野市商工会館 3Fホール	令和6年1月14日	令和6年12月15日	後援	令和6年1月4日
27	一般財団法人日本リーダー育成推進協会	子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座	最新の心理学・脳科学に基づいた「子育てに対する向き合い方」をはじめ、「子どものセルフイメージを高めるポイント」などについてお伝えすることで、人工知能のおよぼす影響を含む社会情勢の変化による、保護者の不安や、子育てへの負担を軽減する一助とする。	オンライン	令和6年6月5日	令和6年6月9日	後援	令和6年1月4日
28	ヒーリング・ミュージック研究会「ハーモニー」	東日本大震災復興支援・能登半島大地震支援 チャリティコンサート	支援金を届ける	七生公会堂	令和6年2月10日	令和6年2月10日	後援	令和6年1月17日
29	一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ	第25回Wリーグプレーオフ2023-2024 セミファイナル・ファイナル	バスケットボール競技普及及び地域スポーツ振興の為。	武蔵の森総合スポーツプラザ メインアリーナ	令和6年4月6日	令和6年4月15日	後援	令和6年1月17日
30	オーケストラ・アンサンブル・バウム	SYC2024 スーパー・エール・コンサート、石川県を応援しよう	令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地支援を目的とする	日野市民会館(ひの煉瓦ホール)	令和6年2月4日	令和6年2月4日	後援	令和6年1月17日
31	キッズマネースクール くまさん校	キッズマネースクール	小学生親子を対象とした金銭教育	生活・保健センター 201・202会議室	令和6年3月3日	令和6年3月3日	後援	令和6年1月22日
32	八王子こどもミュージカル	八王子こどもミュージカル20周年記念公演ミュージカル「桃太郎！」	ミュージカルの素晴らしさ、舞台芸術の魅力を幅広い年齢層の方に親しんでいただきたい。また、八王子と隣接する日野市の地域の文化発展にも協力したいため。	ひの煉瓦ホール 大ホール	令和6年8月24日	令和6年8月24日	後援	令和6年2月13日

令和5年度 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告(10月～3月)

33	非営利型一般社団法人FBSL	第2回クローバーフェスティバル 2024in八王子市・日野市	障がい児とその家族のリフレッシュメント支援	東京工科大学八王子キャンパス 体育館	令和6年3月3日	令和6年3月3日	後援	令和6年2月13日
34	公益社団法人 スコーレ家庭教育振興協会	スコーレ家庭教育講座 子どもの自己肯定感を高めよう！～ 心に自信とやる気を育てる～	子育てに大切な原理原則をお伝えし、実生活に役立てていただく	リオンホール(cocobunji WEST 5階)	令和6年5月14日	令和6年5月14日	後援	令和6年2月16日
35	(非営利型)一般社団法人 Nancy	おやこde資産形成アカデミー	ニュースで見た老後2,000万円問題が不安、積み立てNISAやジュニアNISAが話題になっていることをテレビや書籍で見たけど投資がよく分からないし怖い。でもお金のことは早い段階から学んだ方がいい気がする。そんな親子が100円のお小遣いで今すぐ安心して資産形成を始められることを目的とし、その先に「親子がお金を理由を夢を諦めない社会」を目指しています。	オンライン	令和6年5月4日	令和6年5月26日	後援	令和6年2月26日
36	明星大学	明星大学・読売新聞立川支局共催 連続市民講座	大学の人的資源・施設を活かし、地域の学習活動の向上に貢献する。	明星大学構内	令和6年6月4日	令和6年12月31日	後援	令和6年2月26日
37	公益財団法人社会教育協会	第5回リーダーズフォーラム(合同研究発表会)	日野社会教育センターの事業でボランティアとして活躍する学生リーダーをはじめ、地域でつながりのある学生・若者が携わる卒業研究等の研究活動を報告し合い、地域住民や社会教育関係者を交えた学び合いの場とする。同時に、当協会附属「市民の社会教育研究所」における人的つながりを広げ、協会が実施する事業等にフィードバックする。	日野社会教育センター301・302研修室	令和6年3月20日	令和6年3月20日	後援	令和6年2月26日
38	日野・子どもと本の出会いの会	第27回子どもの本まつり「鈴木まもる講演会」	子どもの本への関心を広げ、子どもに本を手渡す活動に生かす。	Tree HALL	令和6年5月12日	令和6年5月12日	後援	令和6年2月26日
39	明治大学校友会 東京都多摩支部	明治大学校友会東京都多摩支部 公開講演会	文化、スポーツ振興に寄与するとともに、市民の学習意欲向上を図ること地域に貢献する。	ホテルエミシア東京立川 4階 カルログランデ	令和6年6月23日	令和6年6月23日	後援	令和6年3月11日
40	劇団「ひの」	児童劇 セロ弾きのゴーシュ	演劇の上演により市民・児童の文化的向上をはかる	七生公会堂	令和6年6月29日	令和6年6月30日	後援	令和6年3月21日
41	日本児童・青少年演劇劇団協同組合	2024年 第52回夏休み児童・青少年演劇フェスティバル	幼少期の舞台芸術体験の機会拡充、子ども達の人形形成や心の成長に繋がる作品を提供し続けること	こくみん共済coopホール/スペース・ゼロ	令和6年7月20日	令和6年7月29日	後援	令和6年3月29日
42	多摩百人一首かるた大会実行委員会	第31回多摩百人一首かるた大会 初心者部(日野市大会)	かるた競技は、男女を問わず、高齢者と青少年が対等に競技でき、記憶力、反射神経、集中力が必要とされ、スポーツと同等の楽しみもあります。また、人々の交流、親睦を深め、青少年健全育成に寄与する。	日野市民の森ふれあいホール 多目的室(柔道場)	令和6年9月28日	令和6年9月28日	後援	令和6年3月29日
43	一般社団法人日野青年会議所	第9回わんぱく相撲 日野場所	青少年の健全育成	日野市立潤徳小学校 校庭	令和6年5月26日	令和6年5月26日	後援	令和6年3月29日
44	一般社団法人日野市体育協会	令和6年度 東京都ジュニア育成地域推進事業	①スポーツを地域に普及させる。 ②選手強化を図る。	市民陸上競技場、市民の森ふれあいホール、南平体育館、他	令和6年4月1日	令和7年3月31日	後援	令和6年3月29日
45	日野市	第62回 日野市民体育大会	市民の体力向上を図り、日頃の練習成果を発揮する場を提供する。	市民陸上競技場、市民の森ふれあいホール、南平体育館、市内野球場、他	令和6年4月7日	令和7年7月31日	後援	令和6年3月29日

承認件数

月	令和5年度	※参考: 令和4年度
10月承認	8件	10件
11月承認	8件	7件
12月承認	9件	3件
1月承認	6件	4件
2月承認	7件	1件
3月承認	7件	13件
合計	45件	38件

分類	令和5年度	※参考: 令和4年度
スポーツ	6件	4件
音楽・美術	7件	5件
講演会	13件	14件
イベント	18件	15件
その他	1件	0件
合計	45件	38件